

3月1日（火）



# 令和 4 年 3 月 1 日（火曜日）

午前10時0分開議

## 出席議員（37名）

2番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
3番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
4番	山内佳菜子	（県民連合宮崎）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	佐藤雅洋	（同）
9番	安田厚生	（同）
10番	日高利夫	（同）
11番	川添博	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	有岡浩一	（郷中の会）
16番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
監査事務局長	阪本典弘
人事委員会事務局長	福嶋清美

## 事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。足元の悪い中、傍聴どうもありがとうございます。

それでは、先般通告しておりました項目について質問をしていく前に、SDGsに関する取組について、一つ御紹介させていただきます。

SDGsは、2015年に国連サミットにおいて全会一致で採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性ある社会実現のため、2030年を年限とする17の国際目標と169の項目で構成されています。その中の12番目の目標では、現在の大量生産・大量消費の社会から持続可能な消費と生産にシフトチェンジするために、まずはつくり過ぎないこと、そして、つくる過程で地球環境負荷を最低限にすること、さらに、今あるものを簡単に捨てないことが求められています。

今や世界共通語となった「もったいない」という言葉を体現し、今あるものを大切に使い続けることが重要です。

今から35年前、私は高校を卒業し、宮城県仙台市の大学に進学いたしました。親類や知人が誰一人いない土地への進学でしたので、入学式にはおやじがついて来てくれました。今でもはっきり覚えています。入学式当日は雪が積もっており、雪道を歩くことに慣れていない私とおやじは2人手を取り、滑らないよう恐る恐

る大学の門をくぐりました。その入学式のために着るスーツを、おふくろと一緒に買いに行きました。今着ているスーツが、そのときのスーツです。35年間大切に着続けています。また、このスーツに袖を通すときに、体型が変わっていないかなとチェックすることができます。

スーツはすっかり色あせてしまいました。黄ばんでいます。でも、このスーツを着ることを許してくれた、遠い大学に行くことを許してくれた両親への感謝の気持ちは今も色あせることなく、私の中にしっかりとともし続けております。

初心を忘れず、一般質問に入らせていただきます。SDGsに関する質問は、後ほど質問者席から行います。

まず初めに、5歳から11歳の子供たちへの新型コロナウイルスワクチン接種について伺います。

今月から始まる5歳から11歳のワクチン接種に関して、厚生労働省は、当面、努力義務とはせず、子供へのワクチン接種のオミクロン株に対する有効性のデータが十分そろった段階で、改めて努力義務とするかどうか議論するとしています。努力義務とするか否かは棚上げとなりましたが、国は、ワクチン接種の有効データが十分にそろっていないにもかかわらず接種を推奨し、市町村を通じて予約票や接種券を配付するなど、今まさに接種が始まろうとしています。

もちろん、重い病気や基礎疾患のある子供たちの保護者からは、ワクチン接種を進めてほしいという声があることは十分理解していますが、オミクロン株に関して、子供は感染しても軽症の場合が多いし、接種後の副反応情報が少なく、リスクがどの程度あるのか分からないとの声も多く聞かれます。

厚生労働省は、子供へのワクチン接種効果や副反応情報などを随時ホームページで紹介しているようですが、その情報が子供を抱える保護者の不安の解消に至っているとは到底言えない状況です。

5歳から11歳へのワクチン接種推奨は、慎重の上にもまた慎重を期すべきと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

あとの質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

小児へのワクチン接種につきましては、国において、専門家との協議を経て、努力義務とはならなかったものの、市町村において接種を勧奨するものとされたところであります。

国立成育医療研究センターが9月に行った調査では、保護者の約7割が、子供にワクチン接種を受けさせたいとの結果も出ているところであります。基礎疾患があるなど、重症化リスクが高い子供については、ワクチン接種により重症化を防ぐ効果が期待されております。また、身近に高齢の方を抱えられる御家庭においては、子供にも受けさせたいと思われる家庭もあるかと思えます。

このため、県といたしましては、市町村と連携し、希望する方が接種を受けられるよう、接種体制づくりに取り組んでいるところであります。

接種を進めるに当たりましては、子供とその保護者に、ワクチン接種の意義、その効果や安全性について十分理解いただくことが重要であると考えております。これまで、全国知事会のウェブ会議が、度々このコロナに関するテーマで開催されておりますが、私は必ずワクチン接

種について発言し、その際、国として統一的な説明を行うべきであるということをお願いしております。国に対して、丁寧かつ詳細な情報発信を求めつつ、県においても、分かりやすい情報発信に努めてまいります。以上であります。

[降壇]

○凶師博規議員 昨年9月という御答弁、昨年9月、デルタ株のときの調査では、7割の保護者が接種させたいとのことでしたが、そのときでも3割の保護者の方々は否定的であるとも理解できます。

私のもとには、県内で活動する「子どもの未来を考える会」の方々からの声が届いています。この会は、国で子供たちへのワクチン接種努力義務が検討され始めた頃から、不安を抱える保護者や子育てサークル活動をされていた団体が集結され、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報提供と、子供たちへの慎重なワクチン接種を求める活動をされています。

今日現在、会員数はもう450名に迫ろうとしています。主な意見として、「ワクチン接種は、副反応のリスクに加え、中長期的な影響も不明であるため、接種推奨は慎重にしてほしい」「今月からのワクチン接種を開始するのではなく、2～3か月期間を空けて、国の情報提供を精査してからでもよいのではないか」「接種券を対象世帯全戸に配付するのではなく、接種希望世帯が予約接種できるシステムにするほうが経費削減になるのではないか」、また「子供から高齢者や基礎疾患患者への感染予防を重視するのであれば、子供たちへのワクチン接種推奨ではなく、子供と高齢者などの接触機会時の注意喚起に予算や労力を割くべきではないか」など、様々な声が寄せられています。

そこで、5歳から11歳へのワクチン接種に関

して、実施主体は市町村であります。県はどのような取組をしているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 小児のワクチン接種につきましては、市町村において今月から開始されているところがございますけれども、地域によっては小児科医師がいないなどの課題もあることから、県では、県医師会や地域医療機関の協力の下、個別医療機関については住所地に関係なく接種が受けられるよう、広域的な接種体制づくりに取り組んでいるところであります。

なお、学校等を会場として集団接種を行うことについては、地域で個別接種の体制確保が困難である場合などを除き、推奨しない旨、国から通知がなされたところであります。

また、小児へのワクチン接種につきましては、本人やその保護者が、ワクチン接種の意義、効果や副反応について十分理解した上で検討していただくことが重要と考えます。

このため、県といたしましては、全国知事会を通じて、国に対して小児のワクチン接種に関する情報発信を求めるとともに、県においても必要な情報提供を行うこととしております。

**○凶師博規議員** 情報提供を行っていただけるとのことですが、知事は今も、蔓延防止対策や3回目のワクチン接種の推奨など、テレビコマーシャルや記者会見などを通じて積極的に県民への協力を呼びかけていらっしゃいます。

お伺いいたします。この5歳から11歳へのワクチン接種に関しましても、知事は同様に積極的に県民への協力を求めていく、その姿勢は変わらないと。もしくは、何か変わる点があれば教えてください。

**○知事（河野俊嗣君）** 先ほど答弁申し上げた

とおりであります。しっかりと子供とその保護者が、ワクチン接種の意義、この効果や安全性について十分理解していただいた上で判断をしていただくということが重要であろうかと考えておりますし、様々なワクチンの副反応も含めた安全性等について、それを丁寧に個々の県とか個々の市町村ではなしに、丁寧に国から統一的な見解を分かりやすく説明をしていただく。そこは重要であると考えております。

**○凶師博規議員** それでは、続きまして、保護者の中で引き合いに出されるのは、2013年に定期接種に追加された子宮頸がんワクチンのことです。

この子宮頸がんワクチンは、接種後、子供たちに体調不良や重篤な副反応が頻発したため、国は僅か2か月で積極的な接種の呼びかけを中止しました。

本県におきましては、子宮頸がんワクチンの接種対象者である小学校6年生から高校1年生相当の女子が毎年2万5,000人ほどいるのですが、ワクチン接種が始まった平成25年度でさえ接種者は1,013人とどまり、4年後の平成29年度には15人にまで激減しています。

ワクチンの対象疾患や目的が違えども、保護者が不安や葛藤を抱くことは、当然至極のことでございます。ゆえに、この子供たちへのワクチン接種推奨に関しては慎重を期していただくこと、そして今、知事が答弁されたように、詳細かつ丁寧な情報提供が求められているのです。

では、ここで少し角度を変えまして、詳細な情報提供に関して県民からよく問合せがあるものとして、既に3回目接種が始まっている接種者に関しても、接種後に救急搬送を含む重篤な副反応がどの程度発生しているのか、最悪死に

至ったケースがあるのではないのかということです。

県は、この重篤な副反応に関して、どの程度把握しているのでしょうか。福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** ワクチン接種後の副反応の疑いについては、幅広く評価する必要がありますことから、国が医療機関に対して、積極的な報告を求めているところです。

そのため、広く報告がなされており、令和4年1月23日現在、全国で3万1,221件の報告があり、主なものはアナフィラキシーや気分不良など、また、まれではありますけれども、心筋炎等の報告もあり、現在国において、関連性の有無について評価が行われているところでありませ

す。また、この報告の中には、接種後に死亡された1,450件も含まれておりますが、溺死や熱中症といったものも含まれておりまして、ワクチン接種との因果関係ありと評価されたものは、今のところございません。

なお、本県からは2月24日までに、重篤なものも含め354件の副反応疑い報告が国になされており、うち死亡例につきましては14件となっております。

**○凶師博規議員** 本県でも354件の副反応が国に報告され、14件の死亡例があったという内容でございました。

私の周りにも、接種後に心肺停止状態となった方がおり、たまたま奥さんが看護師で蘇生術ができたということで一命を取り留められた方や、2回目接種後から重篤な倦怠感が続き、仕事に支障を来されている方などがいらっしゃいます。先ほど答弁にもありましたが、県は接種を推奨するのであれば、同時にリスクの情報提

供も責務と考えます。

再び、5歳から11歳へのワクチン接種に関する質問に戻ります。教育現場において、ワクチン接種の有無により集団圧力や教育活動の制限等が起こらないような配慮が必要かと考えます。学校においてはどうか指導されていくのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 児童生徒に対するワクチン接種に関しましては、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症衛生管理マニュアル」や事務連絡等により、留意事項が示されております。

具体的には、ワクチン接種の有無により、「学校の教育活動に差を設けないこと」や「差別やいじめなどが起きることのないよう指導すること」などが記されており、これらの内容を踏まえまして、各学校において適切な対応がなされるよう、県立学校や市町村教育委員会に対しまして通知をしたところでありませ

す。県教育委員会といたしましては、引き続き国の方針等を基に、丁寧な指導・助言に努めてまいります。

**○凶師博規議員** くれぐれも学校の現場でいじめ等につながるようなことがないように、きめ細やかな御配慮をお願いいたします。

私には我が子が、9歳の双子がおりますが、この子供にワクチン接種させるかどうか迷っています。先ほどの「子どもの未来を考える会」の方の声にもありましたが、すぐに接種させるのではなく、2～3か月様子を見て、情報収集して判断したいと思っていますので、どうするかは改めて今後、妻としっかり話し合いをして決めたいと思っております。

次に、ふるさと納税事業の管理体制についてお伺いいたします。

ふるさと納税をめぐっては、都農町の1事業者が基準を超える返礼品を送ったとして、総務省は、都農町を2年間、ふるさと納税対象自治体としての指定を取り消しました。

都農町は、昨年度のふるさと納税の寄附額が82億円余りと全国で5番目となっており、地域経済効果も大きかったため、他の返礼取扱事業者等への影響が大変心配されます。

そこで、県は、市町村のふるさと納税事業運営においてどのように関わっているのか、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長(吉村久人君)** ふるさと納税制度につきましては、国において、全ての団体に対して、前年度の実績に関する現況調査が行われております。

また、ふるさと納税の対象となる団体に対しましては、次の指定期間に係る手続の際に、全ての返礼品等に係る返礼割合3割以下基準や地場産品基準の適合性などの確認がなされております。

こうした国の調査や指定手続は、県を經由して行われますため、県では、必要な事項が正確に記載されているかなどの確認を行い、総務省に報告しております。

そのほかにも、随時、市町村からの相談があれば、事実関係等の確認を行った上で総務省に照会するなどして、ふるさと納税制度が適正に運用されるよう、助言等を行っております。

**○函師博規議員** それでは、都農町のほかの返礼取扱事業者救済のために、県に何ができるのか。1事業者が引き起こしたこの違反によって、多大なる迷惑を被っている事業者が50余りあります。

期間限定でも、県のふるさと納税返礼取扱事業者として受入れが可能かどうか、商工観光労

働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長(横山浩文君)** ふるさと納税制度における返礼品につきましては、寄附を頂いた方々に謝意を表するものであるとともに、県産品の認知度向上による地場産業の振興も期待されますので、その選定や品質の保持は大変重要であると考えております。

このため、県の返礼品の選定に当たっては、庁内に委員会を設置し、審査を行っており、寄附額の3割以内などとする総務省の基準や、本県の魅力発信に寄与するかなどの県の基準を満たす物品等を提供することができれば、特別の扱いというものではございませんが、現在取り扱っている事業者と同様に、都農町の事業者が県の返礼品取扱事業者となることは可能であります。

また、県の物産貿易振興センターでは、県産品の店頭やインターネットでの販売、販路開拓に取り組んでおりますので、活用いただけるものと考えております。

**○函師博規議員** ただいま都農町のほうでは、県の返礼品取扱事業者に申請する希望を取りまとめていらっしゃるようですので、今の商工観光労働部長の御答弁をそのままお伝えさせていただきます。

次に、生活保護受給者について伺います。

コロナ禍の影響により、近年、全国的に生活保護受給者が増加傾向にあるとの報道がありますが、本県の状況はどうなっているのでしょうか。また、その保護の受給世帯の特徴について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 県内の生活保護の申請件数については、平成30年度が1,988件、令和元年度が1,976件、令和2年度が1,891件と年々減少しておりますが、今年度におきま

しては、11月までの時点で、前年同時期と比べると42件の増となっております。

受給世帯数については、平成30年度が1万4,249世帯、令和元年度が1万4,299世帯、令和2年度が1万4,247世帯となっております、ほぼ横ばいで推移しております。

また、受給世帯の内訳として、高齢者世帯、母子世帯、障がい世帯、傷病世帯及びその他世帯の5つの分類で統計を取っておりますが、その特徴として、年々、高齢者世帯が増加しており、令和2年度には約6割を占めております。

**○図師博規議員** 全国の例とはまた別に、本県は生活保護受給に関しては横ばいが続いているという御答弁がありました。

では、生活保護の受給者は、傷病や障がい、高齢により就労困難と思われる世帯があります。その傷病や障がい、高齢による世帯を除いては、被保護世帯からの脱却のために就労自立支援が行われているようですが、その内容と実際に就労に至った人数はどれくらいいるのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 各福祉事務所においては、被保護者の就労による自立を目指して、ハローワークと連携を図りながら、就労支援を行っているところであります。

具体的には、国の実施要領等に基づき、障がいや傷病等のため就労が困難な者などを除く被保護者を対象として、ハローワークが実施する巡回相談等に同行しまして、対象者の適性に合った求職先の選定などの支援を行うほか、履歴書の書き方や面接での受け答えに関する助言など、きめ細かな支援を実施しております。

令和2年度におきましては、ハローワークとの連携による支援を行った479人のうち、246人が就労につながっております。

**○図師博規議員** 246人が就労につながったということですが、先ほど答弁にありました被保護世帯のうち、高齢世帯や傷病——病気を抱える世帯ですね——あと、障がいがある世帯を除く、いわゆる一般的に就労が可能な65歳未満の方のいる世帯はどれほどあるのか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 生活保護世帯のうち、傷病や障がい等により就労が困難な方を除き、一般的に就労可能な65歳未満の方がいる世帯につきましては、令和2年度におきましては、母子世帯の538世帯と、その他世帯の1,931世帯を合わせて2,469世帯となります。

**○図師博規議員** 2,469世帯、一般的にいうと働ける世代の方がいらっしゃるということが、よく分かりました。まだまだ、この就労、自立支援に関しては、労力を割いて結果を求めていく必要があるかと思われまます。

一方、先月、公営団地に居住される就労可能な世代の生活保護を受けられている世帯から、火災が発生いたしました。煙や消火活動の際の放水により、10世帯ほどの近隣住民が居住できなくなるほどの被害を受けられました。

この生活保護の世帯は、50代の母親と30代の息子2人暮らしで、以前からごみ出しのルールが守られておらず、近隣住民は再三、本人及び行政側に改善を求めていたものの効果なく、ごみ屋敷状態となった部屋からの出火ということでありました。

このように、病気や障がいがなくとも、基本的な生活習慣が身につけていない世帯が、ごみ屋敷状態やひきこもり状態となっているケースが増えている実態があります。

就労指導以前に生活環境改善の指導が必要な世帯に対して、県はどのような支援を行ってい

るのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 健康状態に問題がなく、就労が可能な年代でありながら、就労に至っていない方の中には、長期にわたって社会との関わりがないため、生活リズムが崩れていたり、就労に対して不安を抱えているケースが見受けられます。

そのため県では、昨年11月から新たに「就労準備支援事業」を実施しており、適切な身だしなみや規則正しい起床・就寝など、日常生活の自立に向けた支援を行うとともに、挨拶など基本的なコミュニケーション能力の形成や、地域の事業所での職場体験など、社会へ一歩踏み出すための支援を行い、就労に向けた基礎的な能力向上を図る取組を進めているところであります。

現在、5名の支援を行っているところであります。この取組により、長期間、就労に至っていない方々の支援を一層促進してまいります。

**○図師博規議員** 昨年11月からそのような支援を始められたということですが、人数がまだまだ少ないと思われまます。さらなる拡充を期待しております。

次に、前回の一般質問でも取り上げました、不登校とフリースクールに関する質問に移ります。

これまで不登校対策は、学校復帰を大前提にしていますが、2017年に施行された教育機会確保法では、無理な通学はかえって状況を悪化させる懸念があるため、児童生徒が通学しやすい適応指導教室やフリースクールなど、学校以外の多様な学びの場や居場所を確保することを自治体の責務とし、必要な財政支援に努めることとしています。

本県におきましては、小・中・高校合わせて1,600名を超える不登校生徒がおり、県立学校の中途退学者を合わせると、約2,000名の児童生徒が登校できず、居場所がないままの状況が続いています。

県は、市町村教育委員会と連携し、適応指導教室の運営を行っていますが、不登校生徒のうち適応指導教室に通えている児童生徒は、1割ほどです。そして、教員やスクールソーシャルワーカーなどの働きかけで不登校状態が改善できた児童生徒は、2割程度にとどまっています。だからこそ今、学校以外の多様な学びの場が必要なのです。

全国的には、不登校児童生徒を受け入れる文部科学省指定の不登校特例校が17校あり、出席扱いとなる民間のフリースクールなどが着実に増えています。県内には、宮崎市に1か所、出席扱いとなるフリースクールがあるだけです。この4月からは、高鍋町のほうでフリースクールを目指す団体が社会福祉協議会と連携し、子供の居場所づくりに取り組むこととなつております。

前回の答弁で教育長から、「学校をプラットフォームにして、その不登校の子たちの居場所づくり、多様な学びの場づくりを確保していきたい」という旨の御答弁をいただいております。

そこでまず、不登校生徒のための特例校設置及びフリースクール整備支援に向けてどのような動きがあるのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 不登校をはじめ、様々な事情を抱えている子供たち一人一人に合った多様な学びの提供に向けまして、家庭や地域、フリースクールなど民間団体との連携も含

めながら、教育の機会の確保に総合的に取り組んでいくことが重要であると考えております。

そのため、県教育委員会といたしましては、前回の議員からの御質問も受けまして、市町村教育委員会と連携し、改めて、県内におけるフリースクール等の実態把握を進めているところであります。

今後、先行事例の調査・研究を行うとともに、子供たち一人一人に教育の機会を確保するため、国の動向等も注視しながら、支援の在り方について議論を深めてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** 前向きな御答弁とは受け取れますが、前回の答弁内容とほぼ同じです。

私は当初予算に、フリースクール等支援予算が組み込まれていることを大いに期待しておりましたが、どこにも見つかりませんでした。

福岡県や鳥取県では、フリースクール運営補助として県単独で予算措置しており、滋賀県や栃木県では、フリースクールの学費や通学費を補助するなど、民間と連携し、積極的に新しい学びの場を提供しています。本県も積極的な予算化を求めます。

また、国が各都道府県及び政令市に最低1校の設置を目指している公立夜間中学も、不登校生徒の受入先になることが期待されています。

全国では既に36校の夜間中学が設置されていますが、本県の取組状況はどうなっていますか、教育長。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、これまで、夜間中学の設置に向け、既に設置している他県の状況についての視察や、県民へのニーズ調査などを進めてまいりました。

また、今年度、夜間中学の設置に係る検討会を開催し、全ての市町村教育委員会と、意見交

換を行っております。その結果、県内のニーズの状況や地理的条件を踏まえ、宮崎市に設置の検討を依頼したところ、宮崎市におかれまして、夜間中学の設置を決定され、現在は、令和6年度の開校を目指して準備を進めておられるところであります。

今後、県教育委員会といたしましては、夜間中学に関する広報や宮崎市以外の市町村からの受入れなどの諸課題につきまして協議する場を設けるなど、適切な支援を行ってまいります。

**○図師博規議員** 令和6年度の開校を目指されているということでもあります。これも宮崎市に集中することなく、県下全域の方々が利用できるような環境整備をお願いしたいと思います。

先日、郵便局に行った際に同級生に会いました。その同級生から、自分の子供が不登校状態で、家庭内は怒りや悲しみが満ちており、崩壊寸前だと相談を受けたところでした。フリースクールへの期待もさることながら、「保護者の悩みを聞いてくれる、相談できる場所はないものか。できれば、同じ境遇にある親同士で悩みを打ち明ける場所があれば、少しは心が軽くなるかもしれない」と言われました。

不登校生徒の居場所と同時に、保護者の居場所や悩みを打ち明けるピアカウンセリング的な場も必要と考えます。教育長、いかがでしょう。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、児童生徒や保護者が抱える不登校をはじめとする様々な悩みや不安に対応する電話相談窓口として、「ふれあいコール」を設置しております。

昨年度の保護者からの相談実績は225件で、うち不登校に係る相談が約半数を占めている状況にあります。

また、学校における相談体制としましては、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置・派遣し、保護者に寄り添った対応に努めているところがあります。

殊に小中学校におきましては、スクールソーシャルワーカーが主として関わっておりまして、昨年度対応しました774件の多くを不登校の支援が占めております。

**○凶師博規議員** 「ふれあいコール」やソーシャルワーカーの対応は、ケースワークと言います。もちろん、ケースワークも大事なんですが、ピアカウンセリングなどのグループワーク、これもぜひ場をつくっていただきたいと思えます。

不登校が長期化することにより、社会へ出ていく機会を逸し、ひきこもり状態になることは十分考えられます。8050問題が取り上げられるようになり、中高年のひきこもりが社会問題となっていますが、親が80代、子供が50代になって問題が顕在化するのではなく、7040・6030・5020、そして40代30代の親が今、10代の不登校やひきこもりに悩んでいるのです。ゆえに、早期の介入・改善及び継続的な支援が求められています。

福井県では、若者サポートステーションや県発達障がい支援センターなど15機関が「スクラム福井」という団体を構成し、3か月ごとに会合を開き、不登校からひきこもりの個別ケースの把握や支援の進捗確認、さらには居場所づくりや自立に向けた支援方法の検討など、教育と福祉ががっちり連携し連続した支援を実践しています。

本県の不登校とひきこもりに関する、教育と福祉のスクラムはどうなっているのでしょうか。

か、これは福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では平成30年度に、国と同様、おおむね15歳から65歳までの方々を対象として調査を行いました。不登校をきっかけとしたひきこもりが離職や病気に次いで多く、教育機関と連携した取組は大変重要であると考えております。

このため県では、福祉や教育の担当部局や、ひきこもり地域支援センターなどで構成される連絡会議を年1回程度開催し、事例検討や情報交換などの連携を図っているところであります。

さらに、今議会の令和4年度予算でお願いしております、ひきこもり実態把握・情報発信事業の中で、高等学校と連携しながら、不登校の生徒や保護者の支援ニーズを調査し、教育研修センターやひきこもり地域支援センターなどの相談窓口を情報提供するとともに、調査結果を学校などと共有することとしております。

県では、こうした取組により、引き続き切れ目のない支援を行ってまいります。

**○凶師博規議員** 連携はされているということですが、年に1回程度の会合では、さらなる検証、検証してからの改善につながることは非常に難しいと思いますので、さらなる密な連携を期待しております。

先日、県精神保健福祉センターに寄せられるひきこもり相談のうち、8050問題に関する相談の割合が全国トップだというような報道がありました。相談件数が多いということは、県民が行政支援へ期待をしている表れだとも理解できますが、だからこそ、その相談に対してどう支援し、成果を上げるかが求められています。その支援内容によっては、県民の期待は失望へと変わってしまいます。

もちろん、県精神保健福祉センターだけの活動で、本県のひきこもり支援が十分に行き渡ることには難しいと思われまので、県はここに来て、ひきこもりサポーターの養成を始めたと言います。

具体的にはどのような養成状況なのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** ひきこもり8050問題への対応では、高年齢となっている本人だけではなく、それを支える御家族をしっかりと受け止める地域社会づくりが特に重要であると考えております。

このため、県では今年1月、本県では初めてとなるひきこもりサポーター養成研修を開催しまして、本県の現状や支援のポイントなどを学ぶとともに、経験者の方からの講演もお聞きいただき、77名の方々にサポーターとして登録いただきました。

今後は、このサポーターの方々に、地域の御家庭を訪問し、家族の方の悩みなどを聞いていただくほか、各種相談窓口や家族教室などの情報を御案内いただくことによって、身近な地域でのサポート体制を強化してまいりたいと考えております。

**○凶師博規議員** 私も、ひきこもりの御相談を個人的によく受けるわけなんですけど、その本人さんと信頼関係を結ぶのは非常に困難で、また時間、根気が要るものであります。このサポーターの活躍にも期待しております。

次に、教員確保と教育力向上について伺ってまいります。

近年、全国的に教員採用試験の志願倍率が減少傾向で、各自治体がそれぞれの教員確保策に乗り出しています。山梨県では、教員志願の学生が借りた奨学金の返還を支援する制度を新設

したり、一定要件を満たした志願者の1次試験や実技試験を免除するなどの積極的な確保策を展開しています。

そこでまず、本県の教員採用試験の受験者数の推移と教員確保に向けた取組について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 教員採用選考試験の受験者は、5年前の平成29年度の1,535名から、本年度は1,333名へと減少傾向が続いております。

教員の人材確保に向けた取組としましては、平成30年度からの受験年齢制限の撤廃をはじめとしまして、大学からの推薦制度や、県外会場での試験実施などに取り組んでまいりました。

また、令和元年度からは、SNSの活用や県内外での説明会を充実させ、本県教育の魅力を効果的にPRするための情報発信を行うとともに、昨年度からは、1月にも追加選考試験を実施しているところであります。

今後とも、これまでの取組の充実を図りながら、人材の確保にしっかりと取り組んでまいります。

**○凶師博規議員** 本県は、現在、教員の大量退職期にあるとも聞きます。その実態がどうなっているのか、またその状況にどう対応していくのか。教育長にお願いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県教諭等の退職者は、令和元年度が322名、令和2年度が311名、本年度が373名の予定であり、今後もしばらく大量退職が続く傾向にあります。

このため、先ほど答弁いたしました取組に加えまして、宮崎大学教育学部の定員増を要望するとともに、入学試験に「宮崎県教員希望枠」を設けるなど、大学との連携による長期的な取組を進めているところであります。

そのような中、昨年6月の地方公務員法の一部改正により、令和5年度から定年が段階的に引き上げられ、令和13年度には65歳となる予定であります。

県教育委員会といたしましては、定年延長に関する国の動き等にも注視しながら、計画的な教員の人材確保に努めてまいります。

**○図師博規議員** 教員免許状を持っていない方でも、優れた知識や経験を持つ人を教員に登用することができる特別免許状制度というのが、1988年から動いています。

キャリア教育の重要性が増している中、また本県は、2巡目の国民スポーツ大会及び全国障がい者スポーツ大会が迫る中、専門性の高い特別免許状教員の採用は有効手段であり、教員の確保策としても効果的と考えます。

本県の特別免許状制度の活用状況と今後の方向性について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 特別免許状は、採用予定者本人からの申請を基に、県教育委員会が審査を行い授与するものでありまして、制度を導入した平成19年度以降、私立学校を含む14名に授与しております。

授与した教科は、主に外国語や看護であり、現在8名が勤務しておりますが、うち1名は公立学校教員であります。

なお、本年度の教員免許状を有しない社会人を対象とした特別選考試験におきましては、新たに3名の採用を予定しておりまして、現在、特別免許状の授与に向けた審査を行っているところであります。

**○図師博規議員** この特別枠がまた拡大されることを期待しております。

先ほど紹介した山梨県においては、介護や育児を理由に定年退職を前に離職した公立学校の

教員が、ここ5年だけでも83人おられ、現制度では、一度退職した教員が正規での復職を望む場合、一般の教員志願者と同じ試験を受けなければならないというハードルを見直して、教員経験者を対象に、独自の採用制度を導入しています。

この制度は、既に静岡県、茨城県、岐阜県など10府県が導入済みです。本県も、やむなく定年前退職をされた教員経験者の復職制度を導入すべきと考えますが、教育長いかがでしょうか。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県におきましては、定年前の退職者について、議員から御指摘のありました、退職理由を限定した復職制度の導入はしておりません。

しかしながら、様々な理由により退職した本県や他県の元教員を対象に、1次試験を免除した特別選考試験を平成28年度から実施しておりまして、これまでに35名を採用しております。

県教育委員会といたしましては、議員から御紹介のありました復職制度なども参考にしながら、引き続き、特別選考試験制度の周知を図り、優秀で経験豊富な人材の確保に努めてまいります。

**○図師博規議員** 今、学校現場では、教員の方々の過重勤務、過重労働ということがよく取り上げられます。ぜひぜひ、このような制度を多岐にわたり御利用いただき、その軽減に努めていただければと思います。

次に、SDGsの取組について伺います。

冒頭、壇上で述べたとおり、このSDGsの取組は、人口減少下にある本県にとっても、経済と環境が調和した持続可能な宮崎づくりにおいて不可欠な取組であることは、間違いありません。

そこで、本県においても、「MIYAZAKI SDGs ACTION」という事業や、民間主導で「みやざきSDGsプラットフォーム」という組織が立ち上がり、SDGsを原動力とした地方創生を図ろうと動き出しているようです。

これらの活動に県はどのように関わっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 「MIYAZAKI SDGs ACTION」は、県内の若者が、ありたい地域の未来について議論し、その実現に向けて具体的な行動につなげることを促す人材育成の取組でありまして、新聞社や大学、経済団体など、民間主導で設立された「みやざきSDGsプラットフォーム」が運営をしております。

昨年度は、高校生・大学生・社会人約150人が15のチームに分かれて、ジェンダー平等の実現や若者が住みたいと思うまちづくり、廃棄物の再利用による資源循環などをテーマに掲げ、ミーティングやフィールドワークを重ね、年度末には成果発表会も行われております。

県としましては、本年度の活動に対し補助も行っているところでありまして、今後とも、その活動内容について注視してまいります。

**○図師博規議員** 民間主導でSDGsによる地方創生が目指される一方、県では、宮崎県総合長期計画においてSDGsが示す理念と方向性が一致する政策を宮崎への原動力にしようと、アピールされています。

しかし、どう見ても、県の総合長期計画に、SDGsが掲げる17の目標のうち類似するものを後づけしているかのようにも見えてしまいます。

そこで、総合政策部長に伺います。県民へこ

のSDGsを浸透させるために、積極的かつ具体的な取組は何があるのか。いかがでしょう。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県では、令和元年度に改定いたしました、現在の総合計画アクションプランにおきまして、SDGsの趣旨も踏まえ、持続可能な地域づくりに取り組んでいくことを基本姿勢としているところであります。方向性として、SDGsと同じ方向であるという認識でございます。

例えば、エネルギー分野では、環境負荷の少ない水素エネルギーの実用化支援や、本県の豊富なバイオマス資源の活用などに取り組んでおり、教育の分野では、「みやざきSDGs教育コンソーシアム」を創設し、地域の課題解決に取り組む高校生が学習成果を発表するフォーラムなども行っております。

また、今議会にお願いしております来年度予算においても、太陽光発電設備の導入支援などを盛り込んでいるところでありまして、今後も、SDGsの理念を踏まえた持続可能な県づくりに向け、積極的に事業を展開してまいります。

**○図師博規議員** 今回、この質問をつくるに当たりまして、改めてSDGsの169項目、全てを見直してみました。どの内容もとても尊いもので、その全てが達成されるとするならば、いや、その半分でも実現できるとするならば、まさに、誰一人取り残されることなく、持続可能で包容力ある世界になるのだと思います。今のそのようなウクライナ情勢もなくなるのだと思います。

しかし、現実には厳しく、国連が求める2030年までに、果たして幾つの目標がクリアされるのでしょうか。その目標を達成するためには、まず一人一人の県民が意識を持ち、行動を変えてい

くことが必要です。

そして、知事は、本県の人口減少という現実をやすやすと受け入れるのではなく、本県だけは人口減少に歯止めをかけるのだという強い気概、そのあらがいを見せていただきたい。経済も暮らしも持続可能な宮崎となる政策という旗を振っていただき、その責務がございます。その一翼となるべく、私も政策提案を続けさせていただきます。

今後の宮崎の未来を創造していく上で、SDGsの考えを積極的に取り入れ、事業化していくべきと考えますが、ここで改めて、知事の御所見をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在、ロシアによるウクライナ侵攻とか、極めて憂慮すべき事態が進行しておりますが、この地球を持続可能なものとしていくための諸課題を整理したSDGsの理念は極めて重要であると考えておまして、一人一人がそれを理解した上で、一人一人ができることから取り組んでいく、その動きを広げることが重要であろうと考えております。

今後の県づくりにおいても重要なテーマでありまして、現在策定中の次期長期ビジョンでも、経済・社会・環境の調和による持続可能性は重要な要素になるものと考えております。

昨年11月には、先ほど御紹介いただきました「MIYAZAKI SDGs ACTION」の枠組みを活用して、若者たちと本県の将来像などについての意見交換を行ったところがあります。

今、人口減少についての御指摘がありました。そういった諸課題も含めて、本県の豊かな食、自然、それから温かい県民性、充実したスポーツ環境など、本県のよさを生かして、本県の魅力の積極的なアピールや企業誘致のさらな

る推進を行い、「Uターンしやすい魅力的な社会」や「若者が就職しやすい社会」などを実現したい、そういった多くの意見をいただいたところでもあります。

今後もこのような取組を通じて、意欲ある若者の意見を積極的に県政に取り込んでいく、そのことによりSDGsを、これからも様々な形で県政の中に取り込んで、積極的に推進してまいります。

**○函師博規議員** 道のりは長いとは思われますが、まず始めないことには、その改善にはつながらない。そのために何ができるのかを、県民に分かりやすく、知事のほうから発信していただく、そして事業化していただくということは大いに期待しております。

このSDGsの取組は、次世代の若者や子供たちの未来へつながるものであります。子供たちの未来につながる活動といえば、冒頭紹介いたしました「子どもの未来を考える会」の代表者の方々が、昨日県庁を訪れられております。ニュースにも取り上げられました。そして、5歳から11歳へのワクチン接種等に関する知事宛ての要望書を提出されています。まだ知事のお手元には届いていないかもしれませんが、必ずお目通しいただきまして、子供へのワクチン接種に不安を抱く親御さんへも、安心できるような、きめ細やかで丁寧な情報提供をお願いいたしますとともに、執行部の方、特に福祉保健部におきましては、県民に広くその情報が伝わる、そのような取組をしていただくことを求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

**○濱砂 守副議長** 次は、二見康之議員。

**○二見康之議員〔登壇〕**（拍手） 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

先ほどの凶師議員の冒頭のお話を伺いながら、大変身の引き締まる思いがいたしました。10数年の間、年0.1%程度のインフレ率で推移しております。

しかしながら、今日のこのネクタイは、たまたまですが、妻と付き合い始めた頃に頂いたものでありますので、これだけは大事に大事にしてまいりたいと、強く決意を新たにしたところでございます。

さて、今日は3月1日、県立高校の卒業式の日かと思えます。私も高校を出て、卒業式があっても、大学の合格発表がまだですので、翌日からも学校に行くという非常に何か不思議な気持ちで卒業式を迎えたのを、ついこの間に思うに思い返します。この2年間、学校現場においても、コロナ対策の影響から、青春の時期を子供たちも本当に複雑な思いで過ごしてきたかと思えますが、みんなそれぞれ自分の将来に向かって大きく羽ばたけるように、その活躍を心から願うものでございます。

また、その式典に当たりましたは、教育長の祝辞が今ちょうど代読されている頃かなと思えます。どのような内容だったのか非常に興味がありますので、もしよろしければ、後ほど頂けると、読ませていただきたいと思えます。

さて、知事は、「カントリー・ジェントルマン」という言葉を御存じでしょうか。御存じですか。さすが。実は10数年前、この本会議場で外山衛議員が取り上げられておりました。当時、副知事としてそこにいらっしゃったので、覚えていらっしゃると思っておりました。せっかくですから、そのときの議事録から引用します。

「先日、激動の昭和史を駆け抜けた実業家・白洲次郎の生涯を描いたテレビドラマがNHK

で放送されました。御覧になられた方も多かったと思いますが、終戦直後、GHQ支配下の我が国で、吉田茂首相の側近として政治の中核で活躍をし、日本国憲法の成立にも深くかかわったのは、皆様御存じのとおりであります。彼の生き方はカントリー・ジェントルマンと称されておりますが、これは、地方に住みながらも中央に目を光らせる本当の紳士であるという意味や、時流に流されず、みずからの考えを身をもって実行する人のことをあらわすとされております。また、妻である白洲正子は、自身の著書の中で、遠くから中央の政治を眺めているため、渦中にある政治家には見えないことがよくわかる、有事になれば中央に駆けつけて意見をする、といった表現でこの言葉の意味を説明されております。」とありました。

1943年、白洲次郎が41歳のとき、神奈川県鶴川村に移住し、日中は農作業に精を出しながら、日本の行く末、中央の政治に目を光らせていたそうです。

ふと、これを本県のイメージに置き換えたときに、日頃の議員活動の合間においしいお米や野菜を育てておられる蓬原議員は、まさにカントリー・ジェントルマンではないかと思いました。また、県議会ホームページで確認したところ、この都城選挙区でいえば、徳重議員、山下議員、満行議員も職業は農業となっておりますので、実にこの都城北諸地区は、半数以上がカントリー・ジェントルマンでありました。ちなみに星原議員も、平成28年には農業とあったのですが、現在は空欄になっていましたので、元カントリー・ジェントルマンということになるかと思えます。

県都宮崎におられる知事におかれましては、このカントリー・ジェントルマン議員の意見、

また、日頃より共に議論を深めております私も含め、ほかの議員の声にもしっかり耳を傾けていただき、県政発展のために御尽力いただきたいと思います。

さて、先日、知事は提案理由説明の中で、「現場主義をさらに徹底し、県政運営に臨んでいく」というふうにおっしゃってありました。

現場主義に関連して、元アサヒビール会長の福地茂雄氏の話になりますが、氏は現代を「3次元の変化の時代」と考えているそうです。1つ、あらゆる分野で例外なしに変化が起きている。2つ、それぞれの変化の奥行きが極めて深い。3つ、変化のスピードが速い。このような時代には、これまでの常識や経験則も改めて検証しなければならないと言われています。

一つのエピソードに、福地氏がアサヒビールに入社した当時、ビールを冷やす際には6度から8度くらいが適温であるというのが従来の常識だったそうです。しかし、10数年前、アサヒビールが零下2度までに冷やした、いわゆるエクストラコールドを発売した後、このテストショップに並ぶ人たちの列を見たとき、「若者の嗜好は変化している」というふうに気づいたそうです。これまでの常識が非常識になり、これまでの非常識が常識になった瞬間だったとおっしゃっていました。

知事は、この常在危機の意識と現場主義をさらに徹底し、県民との対話と協働の基本姿勢の下、県政運営に臨んでいかれるとおっしゃっていました。現場を正しく知ることは、県政を担う上でも大変重要なことであると思います。実際に知事はどのように行動されてきたのかをお伺いします。

壇上からの質問は以上とし、あとは質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

私は基本姿勢としまして、現場主義の徹底や対話と協働の推進を掲げておりまして、積極的に県内各地に足を運び、現場の実態や地域の様々な御意見、ニーズを把握し、施策に反映させてきたところであります。また、実際に現場に足を運ぶことで、その空気感を肌身で感じることも、これも大変重要であると考えております。

現在のコロナ禍にありましては、直接現場に出向いて、人と会う機会を持つことが困難になっているところでありますが、その中にあっても、現場の状況を把握し、その声を伺うということは大変重要であると考えておりまして、例えば新型コロナ対策におきましても、医療機関や保健所、飲食店、学校等を訪問するとともに、医療福祉関係者や商工関係団体の皆様との意見交換を重ね、現場の実態に即した早め早めの感染防止対策や経済対策に全力で取り組んできたところであります。

また、昨年9月の台風14号による土砂災害で、国道220号、JR日南線が不通になった際には、直接現場の状況を視察し、国やJR九州に要請を行い、早期の復旧に至ったところであります。

また、コロナの状況を見ながらではありますが、可能な限り市町村にも出向いて、「知事とのふれあいフォーラム」や「役場でスクラム談義」、そういった意見交換なども実施してきたところであります。

また、プライベートの中でも、町なかでの状況、例えば時短要請が行われている中での街の様子を見たいという思いで、ニシタチを自転車で走ったりとか、様々な施設に足を運んだりと

ということもありました。

今後とも、引き続き、新型コロナの感染状況を勘案しながら、現場に赴き、地域の実情を直接肌で感じ、様々な声に真摯に耳を傾けてまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

**○二見康之議員** 一般の方も、知事に声をかけられたら、大変喜ばれることと思います。ちょっとした会話でもいいと思います。県民の方々が、知事の表情を見ながら、また県民の方がどんな表情をしながら、どんな声色で、そういったところを察してあげることも、やはり知事として大事なことであるでしょうし、また、声をかけられた県民は大変勇気づけられることだと思います。ぜひ、これからも現場主義を徹底していただきたいなと思います。

また、続けて、先ほどの福地氏の話の続きになります。「3次元の変化の時代には、前回と同じような次回はなく、想定外の事象に次々と直面することになる。前回どおりやろうというサイクルの時代の経験則に頼ることなく、想定外を想定内に取り込む工夫が求められる」ということだそうです。

そのため、氏は「より早く、もっと速く」ということを心がけてこられたそうです。「より早く」は決断。時間の空費をされていては機を逸してしまう。拙速でも早く決断することが求められるということだそうです。

次に、「もっと速く」は、仕事の処理に費やす時間をもっとスピードアップすること。自動車や飛行機の速度ではなく、急速に変化する環境を相手に仕事をするには、いわゆる環境速度が求められるということだそうです。

年明けのコロナ感染拡大状況に対し、まずは「より早く」の部分、すなわち、まん延防止等

重点措置に対する知事の決断は非常に早かったと思います。それにより、他県に比べ、感染拡大を低く抑えることができたのは、大きな成果だと思います。

また、状況に応じて対策を講じ補正予算を組んできたことも評価されるのではないかと思います。では、先日可決されました補正予算について伺いますが、「県内事業者緊急支援金」や「酒類販売事業者等緊急支援金」を創設することとなった経緯について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 新型コロナの影響を受けた事業者に対しましては、現在、事業収入が30%以上減少した全業種の事業者を対象に、国の「事業復活支援金」において支援が行われているところでございます。

しかしながら、まん延防止等重点措置の適用期間が3月6日まで延長されたことにより、事業者が受ける影響の長期化、深刻化が見込まれましたことから、県においても、特に大きな影響を受ける事業者に対する支援を実施することとし、事業収入が50%以上減少した全業種の事業者を対象とした「県内事業者緊急支援金」を支給するとともに、飲食店等への酒類提供停止要請の影響を直接受ける酒類販売事業者等に対しては、「酒類販売事業者等緊急支援金」も支給することとしたところでございます。

**○二見康之議員** これまでのデルタ株に比べ、オミクロン株の特性でもある感染力の強さから、この収束の見通しは全国的に見ても非常に厳しいものがあるなというふうに、今、感じているところです。

沖縄県、山口県などが先月20日をもって重点措置から解除されましたけれども、再び増加に転ずる可能性というのは払拭できませんし、そ

れはまた本県も同様なんだろうと思います。

また先日は、都市部の10都府県がまん延防止の延長の検討に入ったとのニュースも聞いております。知事は、県内感染状況を分析し、今後の対応を決めていくという考えのようですが、営業時間短縮や外出自粛といった規制や要請も、長期化することによって様々なところで影響が大きくなっております。

さらには、先ほど申し上げた「常識が非常識になり、非常識が常識になる」といった変化についても、今、飲食店においては、認証店と非認証店を同じ基準をもって規制しております。また、酒類の提供も停止して、こういった、ほかの県とは異なる対応をしているのが今の本県でありますから、この効果をしっかり精査して見極め、今後の対応を考えていかなければ、感染対策と経済循環をうまく回していくということは、今後難しくなってくるのではないかなと感じているところです。

また、飲食店についても、営業時間短縮に該当しないところも大きな影響を受けております。しかしながら、もともと夕方5時とか7時とかまでの営業のところは、この協力金の支給から対象外になると思います。「お隣さんは9時までやっていた。うちは7時までだった。この2時間で協力金のこの差は何だ」というようなところが、最初はコロナの感染防止のために一緒になって頑張っていこうと、こういったところは、基準を決めなければいけないから仕方がないというふうに思っている、長期化していくことによって、妬み、ひがみ、何が違うんだというような気持ちに変わっていくと思います。

こういったように、知事も県民一丸となって感染対策を取ることが重要だというふうに、当

初からおっしゃっていましたが、現場ではこのような分断の様相を呈してきておりますので、こういったところもしっかり声を把握しながら、事業者支援に係る施策立案とかは考えていくべきだと思います。知事のお考えをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 現在の新型コロナ対策につきましては、国が様々な制度の大枠を定める中で、それぞれの県において地域の実情に応じて判断を行い進めていくということでありませぬ。度重なる感染拡大の都度、様々な制限をお願いし、感染拡大の鎮静化を図ってまいりました。

今回の第6波におきましても、感染力の強いオミクロン株による爆発的な感染拡大を食い止めるために、感染拡大の流れの上流部、言わば感染の急所にある飲食の場、これを何とかしたいという思いで、飲食店等における営業時間短縮や酒類提供の終日停止をお願いしたところでありまして、飲食店やその関連事業者をはじめ様々な事業者の皆様にも、大変な御負担、御苦勞をおかけして、大きな影響が及んでいることを、改めて重く受け止めているところであります。

これまでも、各種相談窓口を設置するとともに、市町村や事業者、関係団体等の御意見も伺いながら、コロナの影響を受ける県内事業者の実情の把握に努めてきたところであります。私個人としましても、SNS等で寄せられるメッセージ、提案、要望、いろいろいただいております。また、直接電話等で意見交換をする、そのような機会もございました。今回の酒類販売事業者等の支援については、規模に応じた支援ができるよう、そういった声も踏まえて工夫をしたところであります。

コロナの感染状況は、常に変化しております。今後とも、状況に応じた感染対策を講じつつ、影響を受ける事業者の皆様、また県民の暮らしへの影響ということもありますので、丁寧に耳を傾けて、国の対策を踏まえ、よりよい工夫、知恵を出して、事業者の事業継続や雇用を守る支援に取り組んでまいります。

**〇二見康之議員** 全体的なコロナの対策、支援が非常にうまくいっているんだと思うのは、やはり全体的な影響がある程度抑えられる、影響がないように抑えられているということがあると思います。

ただ、こういう状況が続くことによって、いわゆる世間的な不満は少なくなるんですけども、本当にクリティカルに影響を受けているところは、今度は要望を言いにくくなってくるわけですね。

また、同じ業界の中でも、影響を受けているところと受けていないところ、今の支援で満足しているところと、とても満足できないところ、これをまとめるということ自体が難しくなってきているし、意見も言いにくくなっている。こういったところを踏まえて、今後の対応をしていただきたいと思います。

次に、会食制限など飲食関連対策を度々、全国的にもされております。新型コロナ発生当初、全国的に飲食店の利用が減り、本県の農畜産物の流通が滞り、その消費拡大をはじめとする支援策を取ってきましたが、現在、コロナの影響を受けている本県農畜産物の消費拡大に対する県の支援策について、どのようにやっているのか、農政水産部長にお伺いします。

**〇農政水産部長（牛谷良夫君）** 県では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けた農畜水産物について、学校給食への食材提供

や、ネット販売における送料助成、企業や飲食店と連携した商品開発やフェア開催など、応援消費の機運醸成を図りながら、消費拡大対策に取り組んでいるところでございます。

その結果、在庫解消などの需給改善効果のほか、ネット販売の取扱金額が1.5倍に伸びた事例や、企業との共同により冷凍総菜が開発された事例など、コロナ禍における販路多様化への対応も進んできております。

今後とも、関係団体と連携し、影響緩和に向けた消費拡大への取組を継続しますとともに、事業者間の連携強化による新商品・サービス開発を促進するなど、ポストコロナの消費形態を見据えた新たな対策についても支援してまいります。

**〇二見康之議員** 当初の、コロナが発生した頃の影響というものは、突然のことだったので、なかなか対応は厳しかったわけなんですけれども、2年間になってくると、今度は生産調整ですよ。消費量を見込んで生産量を抑えたりとかしてきて、今の状況に來ていると思います。これを元の規模に戻すとか、新たな需要を開拓していくということなど、現場のところに目を向けていただいて、今後の対応を引き続きお願いしていきたいなと思うところです。

また次に、今度は新型コロナワクチンについて伺いたいと思います。

昨年からワクチン接種が進められてきておりますが、この短期間に開発されたワクチンですので、県民理解においては不明瞭なところも多く、また様々な情報が飛び交い、不安を感じてこられた方は大勢おられます。

先ほどの凶師議員の質問でもいろいろ勉強させていただきましたが、新型コロナワクチン接種の推進において、県はどのような発信を行っ

てきたのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 接種を推進していくためには、ワクチン接種の効果や副反応を正しく理解していただくとともに、ワクチンに関する根拠のない情報や過剰な不安から接種を控えることがないよう、正確かつ適切な情報提供が大変重要であると考えております。

このため県におきましては、国の情報を活用しつつ、新聞やタウン誌のほか、若い世代からその保護者の年代までをターゲットにした広告を、テレビのみならず、ツイッターやLINEなどのSNSを使って配信するなど、様々な媒体を活用しながら、情報提供に努めてきたところであります。

今後とも、できるだけ多くの方が接種していただけるよう、市町村とも連携しながら、接種率の向上に向けた啓発を積極的に進めてまいります。

**○二見康之議員** テレビCMとかは大体15秒ぐらいかなと思うんですけども、そういったところで入れられる情報というのは、本当に限られているものだと思います。そうではない、いろんな紙媒体とか、県でも広報紙を出してたりしますし、市町村も出しています。学校現場を通じて保護者世代に伝えることもありますから、その辺のことについて、お伺いしていきたいと思います。

情報提供については、知事はこれまで、ワクチン接種は正しい情報に基づいて判断してほしいと発言されてきました。

では、県が発信する正しい情報というのはどのようなものなのかなど。初回接種から追加接種へ、今月は12歳未満の小児ワクチン接種も開始されます。子供にワクチン接種をさせるべきかどうかは、親が判断しなければなりません。

我が子の接種について判断するのに必要な、重要な情報等があると思いますし、ゆえに、発信する情報の内容も変えていく必要があると思いますが、その対応についてどのようにしておられるのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** ワクチン接種に関しては、インターネット等で様々な情報が飛び交う中、科学的に不正確な情報や、根拠のない情報が紛れている場合があります。

このような中で、県民一人一人が接種を受けるかどうかしっかりと判断できる、正しい情報を提供することが重要であると考えております。

このため県では、国が発表する科学的知見に基づく資料やデータを活用しながら、ワクチン接種の効果はもとより、様々な副反応の症状についても、情報提供を行ってきたところであります。

追加接種や小児接種についても、同様の考えの下、情報提供することとしており、追加接種につきましては、オミクロン株へのワクチン接種の効果や交差接種に関する情報について、また、小児の接種については、子供とその保護者が、ワクチン接種の意義、その効果や安全性についてしっかりと判断していただけるよう、情報提供に努めてまいります。

**○二見康之議員** 接種と、いろんな効果とか副反応とかについての情報収集が同時に進められてきているところがあったりしますので、随時、情報更新というものを行ってこられていると思います。その都度その都度出ている、知見に基づいた判断とか、そういったものについて常時出していく必要もあるんだろうと思いますが、この情報提供について、今度はリスク対応について伺いたいと思います。

まず、もし新型コロナワクチン接種により健康被害が起きた場合の補償対応というものは、今どようになっているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** ワクチン接種につきましては、予防接種法において救済制度が設けられており、ワクチン接種により健康被害が生じたと厚生労働大臣が認める場合は、制度上、最も高いレベルの救済給付が行われます。

具体的には、市町村に対し請求がなされましたら、市町村において必要な調査を行った後、国の疾病・障害認定審査会において、認定の可否が判断されることとなります。

なお、2月24日現在で、全国で1,084件の請求に対し、600件について審議され、566件が認定されており、本県でも14件の請求がなされ、現時点で3件が認定されているところであります。

**○二見康之議員** こういった救済措置の具体的な内容や手続についての周知も、今後必要じゃないかなと感じるところです。

これまでのワクチン接種に関する新聞広報の一覧を見せていただきました。リスク・副反応についての説明は、疼痛、頭痛、倦怠感、筋肉痛など比較的軽症で、インフルエンザワクチンでも起きるようなものと説明がありました。

先ほどの質問でもありましたが、昨年秋頃には、このワクチン接種によって10代、20代の男性に心筋炎や心膜炎といった重篤な副反応が女性やほかの年代より多く発生したことに關する国の調査情報などは、ほとんど目にすることがありません。10月23日に掲載された広告記事に、「接種後に気をつけるべきことは」ということで、心筋炎関連事象が報告され、「接種後

4日程度の間は動悸、息切れなど症状が見られた場合は速やかに医療機関を受診し、ワクチン接種を受けたことを伝えてください」とありました。これでは、どの程度の頻度で起こり得るのか、その症状が出た場合の治療や対応がどうなっているのかということは全然分かりません。

しかし、その約1週間前ぐらい、10月15日付の厚労省が作成した資料に基づきますと、ワクチン接種による心筋炎等が疑われた事例の頻度と、コロナにかかった場合について、新型コロナに感染した場合は、ワクチン副反応の頻度より数十倍の差がある比較表や、それら症状が見られた場合の対応並びに一般的事例についての説明もあります。

さらに、昨年12月24日更新のウェブサイトQ&Aでは、さらに詳細な説明とデータ、厚労省審議会での見解が提示されております。

このような内容というのは、県民がワクチン接種の判断をする上で重要なポイントになるのではないのでしょうか。しっかり発信すべきだと考えますが、県の見解をお聞きしたいと思います。

さらに、これから5歳から11歳の児童も対象になってまいります。このような子供に判断能力を求めることはできませんし、その同意を求められる親は、非常に神経質に、ナーバスになる問題ですから、きちんと情報を届けていただくようお願いすると同時に、このワクチン接種について同調圧力にならないような広報に努めていただきたいと思います。

先ほど函師議員への答弁にもありましたが、学校現場において、昨年8月20日、ワクチン接種に関する情報提供ということで、厚労省作成の広報紙を配布されております。続いて、偏見

・差別防止指導の通知をされております。9月には、内容が啓発に変わって、当時、小・中・高生を含む若年層の感染者数が増加していることが顕著だと。理由はワクチン接種率低迷にあると、12歳以上の児童生徒の早急な接種を喫緊の課題とした内容であります。

公衆衛生行政を担う県が啓発を行うのは理解するのですが、接種を希望する児童生徒にワクチン接種を強く推進することになったと、9月24日に通知しております。

その後、若者ワクチン接種センターや相談センター開設の案内をされ、10月20日には、接種を希望する者があれば、早期の接種予約をお願いしているので、様々な場面で別紙資料を読み上げるよう協力を依頼されております。それがこれなんです。ちょっと読み上げますが、

県立学校の児童生徒の皆さんへ、宮崎県からのお知らせです。

新型コロナウイルスにつきましては、県民の皆様による様々な感染防止対策やコロナワクチンの接種などにより、県内の感染者数は減少傾向にあります。しかし、これまでの感染拡大の状況を振り返りますと、再び感染が拡大するおそれがありますことから、引き続き感染防止対策の徹底が必要です。特に、コロナワクチンにつきましては、高い発症予防効果と重症化を抑える効果がありますことから、県民の皆様には接種を検討するようお願いしてきました。児童生徒の皆さんにも、コロナワクチンの効果や副反応などを正しく理解していただけるよう、啓発チラシをお配りしたところであります。

コロナワクチンは、保護者や本人の意思や判断に基づいて接種するものでありますが、新型コロナウイルスに感染すると、若い方

も、命に関わる場合や長期の後遺症に悩まされる場合があります。さらに、これからの季節は、受験や就職などで県外を往来する機会も増え、感染するリスクが高まります。

なお、コロナワクチンの接種は、宮崎県が実施する集団接種は10月31日をもって終了します。また、10月以降は各市町村で接種できる集団接種会場や医療機関も減少することが見込まれます。

そこで、繰り返しの御案内になりますが、ワクチン接種を希望される場合は、あなた自身と家族や友人などの大切な人を守るため、早めの予約接種をお願いします。

宮崎県福祉保健部、宮崎県教育委員会  
ということで出しております。

ワクチン接種をするかどうかという判断をする材料がこの中にありましたかね。「若い方も、命に関わる場合や長期の後遺症に悩まされる場合があります」というのは、世間一般的に出ている話なんです、じゃあ、どの程度のもので出ているのか、どのくらいの頻度なのか。ワクチン接種を受けたときの重篤な副反応と比較した情報とか。実はこれを出す5日前、10月15日に、新型コロナワクチン接種後の心筋炎、心膜炎についてということで、厚労省がチラシを出していました。この中には、10代、20代、ファイザー、モデルナのワクチン接種を受けた場合に心膜炎が疑われた頻度が、大体10代において、ファイザーだったら100万人当たり3.7、モデルナだったら28.8というふうになってます。これに関して、反対に新型コロナウイルスにかかった場合は、国内は15歳から39歳男性ということで、100万人当たり834人。比較対象がちょっとずれているのが大きいかなと思うんですが、海外では12歳から17歳の男性、これ

が450人というようなデータが比較できるように出ています。

また、そのワクチンを打った後に症状が出たときの医療機関の受診の仕方とかも出ていっているわけなので、そういったものを提供した上で判断してくださいと言うんだったら分かるんですけども、「あなた自身やその友人や家族を守るために、早めの接種をお願いします」という言い方は、ちょっと乱暴じゃないのかなと。正しい情報に基づいて判断してほしいというのであれば、どのように判断すればいいのかという情報源や判断材料をきちんと提供することが大事だと思います。

また、その言い方というのが、県民のために受けてくださいねというふうに取りられかねないような表現なので、こういった表現をしないように、やはり広報・啓発については慎重を期すべきところがあるかと思います。そのような副反応の情報や治療方法情報などを伝えることも、ワクチン接種の判断には重要な情報なのではないかと思います。

そこで、県の見解をお聞かせいただきたいと思っています。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 副反応に関する情報につきましては、県においてはこれまでも、国が公表した資料やデータを活用しながら、ホームページ等におきまして情報提供を行ってきたところであります。

御指摘のように、接種を検討いただく上で、重篤な副反応についてもしっかりと御理解いただくことが重要でありますことから、県民に対して、こうした情報も含め、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。

また、小児のワクチンにつきましても、これから必要な情報提供を行っていくことになりま

すけれども、御質問にありましたように、同調圧力等につながることはないよう、接種は義務ではなく、あくまでも個人の判断で接種をいただくということにつきまして、広く周知を図ってまいりたいと思います。

**○二見康之議員** そのようにつながらない表現というものをしっかり考えることが重要なんだろうと思います。前から申し上げているように、コロナに関する情報発信、広報については非常に難しい。どのように県民が受け取れるのかというようなことを考えなければならないので、当初から申し上げていたんですけど、やっぱり専門家とか専門チームをしっかりとつけて、その効果とかを考えながらやっていくべきなんじゃないかなと、改めて思うところです。

また、学校現場も、福祉のほうからもらった情報、また文科省から来る情報に基づいて対応されています。ワクチンを打ったか、打たないか、もちろん把握してほしいとは思いますが、子供たち同士での会話までは制限することはできません。仲のいい友達で、あなた打った、打っていない、そういった情報の中で、何でみんなで打とうと言っているのに打たないのかという話が、水面下でも起こっているんだと思います。そういったところに関しては、先日のいじめに関する対応の仕方とか、御答弁を聞いていて思ったんですけども、そういったコロナに関してのワクチン接種についても、やはり気配り目配りをしながら、学校現場ではしっかり対応していただけるようお願いしておきたいと思います。

こういう新型コロナワクチン接種に関する広報の在り方についての知事の御所感を、お伺いしておきたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** ワクチン接種におきま

しては、県民一人一人が接種を受けるかどうかを適切に判断できるよう、最新の科学的知見に基づく、できるだけ多くの情報を分かりやすく提供することが重要であると考えております。

これまでも答弁しておりますように、県のホームページはもとより、テレビCM、ラジオ、新聞、SNS等のあらゆる広報媒体を活用し、国が公表したデータや資料に基づきまして、ワクチン接種の効果とともに、様々な副反応の症状についても情報提供を行っているところであります。

国に対しては、全国知事会を通じて、繰り返し積極的な情報発信と国民に対する丁寧な説明をお願いしているところであります。その上で、このワクチン接種に関するリスク分析をする上で大変重要なことは、起こっていること以外にも、起こっていないことにも目を向ける。それから、見えていることだけではなく、見えていないことにも目を向ける。そこも非常に重要だと考えております。

例えば、先ほど子宮頸がんについての御議論がありました。あれも、子宮頸がんのワクチン接種後の副反応については、多くの報道がされる、それに目が行く。ただ、ワクチン接種をすることによって救われたものもたくさんある。その期間、ワクチンを受けなかったことによって出てしまった健康障害もある。そういったものを全部見渡して判断していくことが非常に重要だと考えております。

このコロナのワクチンについても、副反応の情報を丁寧に説明するとともに、我々が持ち得ていない情報、これから長期にわたって感染された方にどのような後遺症が出るのかということは見えていないわけであり。ただ、そういうこともあるということ踏まえた上で、全

体的なリスク判断をしていくことが重要だと考えております。

今後、追加接種それから小児接種が進められていくこととなりますが、対象となる方々に、ワクチン接種の効果や副反応等について十分理解し、しっかりと判断いただけるよう、今後とも広報に努めてまいります。

**○二見康之議員** 本当に難しい対応ですから、今後とも慎重な検討をお願いしたいと思っております。

9月の一般質問でも取り上げました電動キックボードに関して伺いたいと思っております。

今年、法改正がされるというような報道を目にしました。最高速度20キロメートル以下のもは運転免許が不要となり、ヘルメット着用が努力義務となるなどの方向で検討されているようですが、実際のところはどうなっているのでしょうか。非常に気になります。

電動キックボード公道使用における法改正の検討状況について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長(佐藤隆司君)** 電動キックボードなどの新たな電動モビリティに係る交通ルールの検討につきましては、警察庁において、多様な交通主体の交通ルールなどの在り方に関する有識者検討会が設置され、昨年12月に、同検討会から報告書が提出されております。

この報告書の中に、議員が述べられたとおり、電動モビリティに関する新たなルールの方向性が示されております。この報告書に基づき、今後、道路交通法の改正案が審議されるものと承知しております。

**○二見康之議員** 先ほどのコロナの話題とちょっと重さが違って恐縮なんですけれども、前回のこの質問の後、知事は、電動キックボー

ドの利活用について、記者から質問を受けておられたようです。ニュースで見ました。

その内容は、「電動キックボードの導入については、慎重に検討をしていかないといけない」というような後向きな答えだったと感じましたが、知事は様々な角度からお考えの上で答えられたと思います。

実際に、知事は電動キックボードに関してどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思いません。

**○知事（河野俊嗣君）** 電動キックボード、海外ではかなりもう普及が進んでいるということでありまして、実は3年前、ブラジル等に出張しました折の自分の体験に基づいて今のようなコメントをしたところでありまして、訪問しましたサンパウロ、それからブエノスアイレス、ロサンゼルス、全てにおいて、市街地において電動キックボードが活用されておりました。

ただ、相当なスピードでヘルメットもつけないで走行しておりましたので、安全性は非常に問題があるのではないかと懸念があったということと、一つは、シェアサイクルというような形で、電動キックボードが既にシェアをする仕組みができておりました。ロサンゼルスなどでは、今、シェアサイクルであれば、サイクルポートがあつて、ここからここを利用するというので、置く場所は決まっているわけですが、電動キックボードはどこに置いてもいい、どこに乗り捨ててもいいということで、景観に対する問題も生じているという御指摘があったところでもあります。

したがいまして、今後、我が国に導入するに当たりまして、その安全性だとか、もしシェアの仕組みをつくるのであれば、景観にも配慮したような仕組みづくりが必要なのではないかと

と、そういう思いで慎重にという表現をしたところでもあります。

現在、都市部を中心に利用が拡大しているところではありますが、交通法規に違反した運転や事故が発生しておりまして、広く社会に受け入れられるためには、利便性や使いやすさ、これももちろん重要ですが、安全性が確保されるということが、まずは重要だと考えております。

現在は、出力に応じて原動機付自転車等の運転免許が必要でありまして、県警本部とも連携の上、交通法規に従った安全使用について、県民に広く注意喚起を図っているところではありますが、今後も利用拡大が進めば、使用に当たってのルールやマナーのさらなる周知が必要になってくると考えております。

国におきましては、電動キックボード等の利用実態に即した新たな交通ルールを定めるために、道路交通法の改正が検討されているところでもあります。

県としましては、こうした動きや県内における活用の状況を注視しながら、その安全で適正な使用について啓発に努めてまいります。

**○二見康之議員** 私も前回の質問の後に、広報をされているというチラシを見せていただきました。引き続き、電動キックボードに乗る、安全に乗れば大丈夫なんだというようなことで、周知をしていただきたいなと思います。

次に、教育関係についてお伺いします。

まずは、競技力向上について、国スポに向けて取り組んでおられると思いますが、現在の取組状況はどのようになっているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、国民スポーツ大会での天皇杯獲得に向けまして、競技力向上対策の4本柱であります「組

織体制の整備・充実」「選手の発掘・育成・強化」「指導体制の充実・強化」「環境条件の整備」に沿った取組を進めております。

コロナ禍で、活動に制約がある中ではありますが、指導者を招聘しての強化練習会や、選手のコンディショニング管理など、関係団体と連携し、工夫しながら競技力向上に取り組んでいるところであります。

また、競技力強化指定校への指導者の配置等、計画的・継続的な取組によりまして、今年度の全国高校総体では、団体・個人の優勝12種目を含め、63種目で入賞という、過去10年間で最高の成績を上げるなど、一定の成果が現れております。

**○二見康之議員** 今後、楽しみにしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、先日の重松議員の代表質問でもありましたが、部活動指導員についてお伺いしたいと思っております。

本年度、相当数の指導員を配置し、業務の効率化や心理的負担軽減などの効果があるようです。今後の配置についての考えをお伺いしたいと思っております。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 部活動指導員につきましては、教員の負担軽減等を目的に、本年度、公立中学校に60名、県立高校に6名を配置しております。

このことによりまして、「時間外の業務時間が削減された」「仕事と家庭生活の両立が図られた」「これまで経験のない競技を担当している顧問にとっては、心理的な負担が軽減された」など、配置の効果が報告されております。

今後は、全ての県立高校と公立中学校への配置を目指し、令和4年度には、全ての県立高校及び中等教育学校に37名を、公立中学校には、

市町村教育委員会と連携しまして77名を配置する予定としております。

**○二見康之議員** かなりの数の配置数だと思います。しっかりとした人選を行えるように、市町村や現場等としっかりと連携して、配置のほうを進めていただきたいと思います。

この指導員配置における先生方の負担軽減に加えて、国のほうでは地域移行についても検討されているようです。平日の負担もさることながら、土日祝日の負担がそもそも大きくのしかかっているのが現状であります。

国が示している休日の部活動の地域移行について、県教育委員会の取組をお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** スポーツ庁は、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と、学校の働き方改革の実現を目指し、令和5年度以降、主に中学校における休日の部活動を、段階的に地域へ移行していくこととしております。

そこで、県教育委員会では、本年度より小林市と連携し、休日の部活動を地域に移行するに当たっての課題等について、実践研究に取り組んでおります。

具体的には、地域の受皿となる団体の選定や、学校と連携した運営に関する基本的な考え方の整理等を行いました。その上で、12月より5つの部で活動がスタートしたところであります。

今後は、小林市の検証結果や他県の取組等を参考に、本県の実情に合った休日の部活動の在り方について検討してまいります。

**○二見康之議員** 働き方改革としても大事なんですが、一番は、やっぱり生徒にとって望ましい環境を整えることが大事だというふうに思います。

今現在、少子化にもよりまして、部員不足等

によって高体連や中体連が主催する公式大会に出場できないような、そういった部活動もあると思います。こういったことに対して、どのように県教育委員会は取り組んでいるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 部活動の大会参加につきましては、少子化や加入生徒の減少等による部員不足のため、単独の学校では参加できない状況も見受けられております。

そのため、高体連や中体連では、複数校による合同チームでの参加規定を定め、生徒の出場機会の確保に努めております。

具体的には、高体連が主催する大会では、ラグビーやソフトボールなど、一部の団体競技におきまして、競技に必要な人数を満たさない学校同士による複数校での参加を認めております。

また、中体連が主催する大会では、個人戦を実施しない全ての団体競技におきまして、競技に必要な人数を満たさない学校同士、または満たす学校から満たさない学校への補充によりまして、同一地区内で編成された2校での参加を認めているところであります。

○二見康之議員 昨今では、ダンスやeスポーツなど新しいジャンルも出てきております。こういった新しいニーズにも対応していく必要があると思いますので、その検討も今後はよろしくお願ひしたいと思います。

また、これまで働き方改革について、様々な対策が取られていると思いますが、その一つにデジタル化があると思います。

県教育委員会では、教員の事務作業効率化を図るため、校務支援システムを導入し、市町村とも共同し、同様のシステム導入を図られていると思いますが、実際に教員の事務作業の効率

化にどのように寄与しているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のとおり、県教育委員会では、校務のデジタル化を進めております。デジタル化したデータベースを活用することで、各種名簿や成績処理、通知表等の作成にかかる時間が短縮され、事務作業の負担軽減が図られております。

また、校内での情報共有が容易になる利点を生かして、システム上で職員アンケートを実施したり、会議資料等を事前に共有することができ、会議時間の縮減につながるなど、効果が見られております。

県教育委員会といたしましては、校務のデジタル化を積極的に推進するとともに、事務作業そのものを見直すなどして、働き方改革を一層進めてまいります。

○二見康之議員 次に、学力向上についてお伺ひしたいと思います。

学力向上のためには、先生方の指導力、授業力の向上が必要であります。本県の特徴的取組として、スーパーティーチャーという制度を何度かここでも取り上げられておりますけれども、この制度が教員の指導力向上にどのような効果をもたらしているのか、教育長にお伺ひします。

○教育長（黒木淳一郎君） スーパーティーチャー制度は、県内教員の指導力向上のため、平成18年度から導入した本県独自の制度でありまして、現在、指導教諭の中から、実績等を踏まえて20名に委嘱しているところであります。

委嘱されたスーパーティーチャーは、定期的な授業公開はもとより、授業研修会の講師や個人的な授業カウンセリングなどを行っておりまして、主に授業改善の支援に携わっておりま

す。

そのような取組を通して、現在課題となっております、特別支援教育の視点からの授業の工夫やICTを効果的に活用した授業実践など、県内教員の指導力向上に大きな効果をもたらしていると考えております。

**○二見康之議員** この制度は、平成18年度から導入されているということですので、もう15年以上たつのかなと思います。

今後、この活用の仕方というものも考えていくべきなのかなと思うのですが、どのように活用していくのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** スーパーティーチャーは、本県の教員にとって、教壇に立つ誇りと意欲を喚起してくれる憧れの存在となっております、教員という職の魅力を発信する意味からも、重要な役割があると考えております。

県教育委員会といたしましては、これからの本県教育を担う人材の育成に資するよう、スーパーティーチャーのこれまでの教員人生をロールモデルとして、経験年数ごとの教員研修の在り方を一層工夫するとともに、教員を志望する高校生や大学生に対しましても、スーパーティーチャーの実践に触れる機会を拡充するなど、今後も制度の積極的な活用に努めてまいります。

**○二見康之議員** このスーパーティーチャーは、指導教諭の中から委嘱されるということですが、指導教諭になるときは、給与表でいくと2号、特別に上がるというふうに聞きました。その中でさらに頑張るスーパーティーチャーになるんですけれども、そのメリットというのではないみたいですね。だから、もうちょっと先生方に意欲を出していただけるような、そういう待遇も含めた対応というのが必要なのかなと

感じたところでは。

当時の中央教育審議会の答申でも、「高い指導力のある優れた教師を位置づけるもの」として、このスーパーティーチャーという職種をつくられたというふうに伺っております。ほかの教師への指導・助言、研修に当たるといことと、そのスーパーティーチャーに認定される、いわゆる授業力があるということは、直接的にリンクしないかもしれないと思うわけです。実際は、スーパーティーチャーというのは、先生たちを指導するんじゃなくて、生徒たちへの指導力が認められるわけなので、そういうスーパーティーチャーを育てる制度が必要なのかなと。だから、スーパーティーチャー育成教師みたいな、そういう先生ですか、そこを考えていくべきかなと思いました。

以前、私はここで椿原先生のことを申し上げましたけれども、あの場合は、全国学力テストの国語B問題の点数が低いことについて、どうやったら子供たちの理解度が上がって、点数が上がるかというところに特化してやっているわけなんですね。一つの目的とやり方と効果をしっかりリンクさせた取組というものを打ち出す必要があるのかなと、改めて感じました。今後の御検討をお願いしておきたいと思います。

最後になりますが、教育に関する諸課題については、最前線で取り組んでいるのは学校現場であります。その現場を取り仕切る管理職、いわゆる校長や教頭の人事について伺います。

昨今の教職員の募集は非常に倍率が低いということもあったり、退職者が多いというようなことも関係しているのかもしれませんが、学校管理責任者である校長、教頭が1年で異動になったり、また同時に異動されるという人事が見受けられます。地域や学校ごとによって変わるであ

ろう諸課題について、きちんと状況を把握し、腰を据えて対応していただかなければならないのですが、これでは非常に不安を感じます。

県教育委員会としては、管理職の人事異動をどのように行っているのか、お伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 管理職の人事異動につきましては、他の職と同様に、本県教育水準の維持・向上と学校の活性化、及び地域に根差した教育の推進等を目的としまして、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮した全県的な適正配置と、職員一人一人の資質向上を目指して実施しております。

一方で、実際の異動につきましては、全ての学校にそれぞれの教育的課題がありますので、その解決に向けた人的配置を考慮しております。特に、管理職の配置につきましては、学校運営の責任者として特段の期待を持って配置しているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後も各学校の実態や課題等を把握した上で、適材適所の管理職配置に努めてまいります。

**○二見康之議員** 以上で、予定していた質問は終わりましたが、最後に、この3月をもって県を定年退職されます職員の皆様には、長年にわたり県政発展に御尽力いただきましたことに、深く敬意と感謝を申し上げます。特に、横山会計管理者並びに福嶋人事委員会事務局長、昨日は後ろの席まで移動されて、一日一日場所が変わって、大変だったなと思います。皆様のこれまでの御尽力に、心から敬意と感謝を申し上げます。皆様の今後ますますの御活躍を心からお祈り申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○濱砂 守副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分再開

**○中野一則議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高利夫議員。

**○日高利夫議員〔登壇〕（拍手）** 皆さん、こんにちは。自由民主党の日高利夫であります。

まず、第6波においてお亡くなりになりました方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

では、通告に従い、順次質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、新県立宮崎病院開院についてであります。

私は国富町から通勤しておりますので、日々外観からの新病院建設の進捗状況を期待を持って見てまいりました。敷地面積3.6ヘクタール、8階建て、高さは43メートルです。許可病床数502床。中心市街地にインパクトのある色彩と凹凸のデザインの外壁で、ランドマークのような存在感を示す新病院が開院いたしました。

新病院の建設に当たっては、議会においてもいろいろな議論が行われており、知事をはじめとする執行部の皆様だけでなく、先輩議員の皆様方にとっても、感慨もひとしおのものがあると思います。

旧病院は北口に玄関がありましたが、新病院は南口の大きな玄関で、県産材をフルに活用した1階のエントランスホールは、まるで間違っただけで大きなホテルにでも来たような解放感と十分なセラピー効果を感じたところであります。

コロナ禍にあって、現在はもちろんですが、将来にわたって、この新病院への県民の期待は

極めて大きいものがあると感じております。

では、新県立宮崎病院は、全県レベルの中核病院として、どのような医療機能や役割を担い、それらを今後どのように発揮していくのか、知事の思いを、私からも改めてお伺いいたします。

壇上での質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

県立宮崎病院は、本県における基幹病院として、県医療計画などにおいて様々な機能と役割を担うこととされております。

具体的には、多数の診療科の連携による総合性を生かし、第3次救急医療施設や基幹災害拠点病院の指定を受けるなど、高度・急性期医療を担っております。

また、今般の新型コロナ対応でも、感染症指定医療機関として多数の患者を受け入れるなど重要な役割を果たしているほか、医師等の人材確保・育成にも貢献しております。コロナ禍のこのタイミングで新病院が業務をスタートできましたことを、大変心強く感じております。

今回の病院再整備によりまして、救命救急センターの拡充や屋上ヘリポートの整備、ICU、手術室の拡大など、医療機能が格段に向上するとともに、医療スタッフの体制も強化を図ることとしております。

今後、こうした充実した機能を生かし、地域の医療機関などとの連携をさらに強化することで、本県の中核病院として県民の期待に応え、本県の医療を支える中心的な機能・役割を發揮していきたいと考えております。以上であります。[降壇]

○日高利夫議員 ありがとうございます。

本県の医療を支える中核病院としての役割をしっかりと発揮できるような運営を、よろしくお願いたします。

3年目を迎えようとするコロナ禍にあって、医療崩壊や病床逼迫の状況が日々刻々と報道される中、県民の多くが医療体制の強化を願っております。このような時期に、救命救急や先端医療などの最新医療の粋を集めた新病院が開院したことに、運命的なものを感じずにはられません。

では、新病院が担う高度・急性期医療や感染症対策、災害時医療の対策など、施設がどのように強化・拡充されたのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長(桑山秀彦君) 新病院での施設機能の具体的な内容ではありますが、まず、救急関連では、これまで別フロアにありました救急外来と病棟を一体化しまして、救急・総合診療センターとして整備し、このセンターと屋上ヘリポート、ICU、手術室を専用エレベーターで直結させるなど、連携の強化、迅速な運用を行うこととしております。

また、高度・急性期医療では、ICUを6床から12床へ、手術室を7室から10室へ増やしたほか、術中・術後の患者の負担軽減につながります手術支援ロボットを導入したところであります。

さらに、感染症対応では、専用エレベーターの整備に加えまして、専用ICUの設置やコロナ患者の急増を踏まえての内科系病棟全体での対応を可能とする区画扉の設置など、感染防止のための追加整備を行ったところであります。

最後に、災害時の医療としましては、ヘリポートの設置のほか、大規模地震や周辺地域の浸水時におきましても継続して医療の提供がで

きるよう、免震装置の設置や地盤かさ上げなど防災機能を高めるとともに、待合や講堂などの診療エリア以外に、医療用酸素、吸引など医療ガス設備などを整備しまして、一度に多数の被災者に対応できるよう工夫を行っているところであります。

**○日高利夫議員** 機動的な動線、医療機能の向上、病床拡大、災害対策など、随所に最新の技術と機能が駆使されているようですが、各種の最先端医療体制であっても、その基本となるものは、やっぱり医療スタッフ、豊富な人員体制の確保等であると思われまます。

そこで、新病院が掲げる「断らない救急医療」のための人材育成・確保対策及び救急患者の受入れ体制の強化について、病院局長にお伺いいたします。

**○病院局長（桑山秀彦君）** 県立宮崎病院は、第3次救急医療施設に位置づけられておりました、1次、2次の救急医療施設との連携・機能分担を図りながら、重症・重篤な患者に的確に対応していく必要があります。

このため、救急・総合診療センターに従事する救急専門医等の確保に努めますとともに、現在、同センターの病棟部門と一体で運用している外来部門について増員を行いまして、専任の看護師を配置することとしております。

また、この外来部門と重篤な患者を受け入れますICUについては、今後、患者動向に応じ、さらに人員体制を充実させる予定としております。

こうした取組により、これまで以上に救急の対応が必要な患者の円滑な受入れを図りまして、今後とも「断らない救急医療」の実現をはじめ、新病院に求められる役割をしっかりと果たしてまいります。

**○日高利夫議員** 医療従事者確保対策は、本県の医療行政の長年の最重要課題でありますので、万全の体制が構築できるよう、対策の促進をよろしくお願いいたします。

先月、さいたま市で新型コロナウイルスに感染した10代後半の男子学生が死亡したとの発表がありました。緊急搬送したものの、医療機関10か所に断られ、亡くなられました。実はこれは当初5か所とのことでしたが、その後、10か所ということが判明したようです。

10代の死亡例は全国で5人目との報道でした。皆さん、それぞれに全力で対応されたのですが、不幸な偶然が重なり10か所に断られては、悔やんでも悔やみ切れません。全国で、このような事例は過去に幾度も発生しております。決して他人事ではない現実があります。

病院局長からは、緊急搬送困難な事案にも患者の円滑な受入れを図り、「断らない救急医療」の実現を目指すとの答弁もいただきました。整備された施設機能を存分に発揮され、断らない救急医療、安全・安心で災害に強い新県立宮崎病院が、本県の中核病院としての使命をしっかりと果たしていけるよう、お願い申し上げます。次の質問に移ります。

次は、農業産出額向上についてお伺いいたします。

先般発表された農林水産統計によると、本県の令和2年の農業産出額は、令和元年から48億円減少し3,348億円となりましたが、逆にお隣の熊本県は43億円増加し3,407億円となり、6年連続の全国第5位の座を熊本県に譲ったところがあります。ちなみに全国第2位は、こちらもお隣の鹿児島県であります。

もちろん、農業者の豊かさは、農業産出額のみではかられるものではなく、農業所得など

様々な指標がありますが、農業施策推進の主要な指標として、農業産出額は大きな意味を持つ数字だと思いますので、今回の順位の後退は大変残念に思ったところであります。

コロナ禍にあっては、縮小した販路への産地間競争はますます激化し、今後とも厳しい販売環境が続くのではないかと懸念しているところでもあります。

本県としては一刻も早く、宮崎牛をはじめ、本県が誇る宮崎ブランド品目等について、コロナ禍でも安定販売が可能な仕組みを構築し、本県農業の振興を図らなければなりません。

そこで、今回の令和2年農業産出額の公表結果を踏まえ、今後、農業産出額の向上に向けて、どのようなブランド対策に取り組んでいけるのか。これは知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 農業産出額は、本年度スタートした第八次長期計画においても、主要指標として位置づけられております。そういう中で今回、コロナの影響とはいえ、その減少に至ったことを大変残念に思っております。

農業産出額の増加を図るためには、生産量の増加や品質の向上に加え、消費者から選ばれる商品づくりなどのブランド戦略に基づく販売力の強化が重要と考えております。

県では、これまで関係機関と一体となって、みやざきブランドの確立に取り組み、国内外で高く評価されております、宮崎牛や完熟マンゴー「太陽のタマゴ」等のトップブランドを創出してまいりました。

そのような中で、近年のSDGsの広がりや新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、消費者の価値観や行動が大きく変化しておりまして、このような動きを的確に捉えたブランド戦略に再構築していく必要があると考えており

ます。

このため、本年度策定します「みやざきブランド推進方針」におきまして、環境に配慮した農業生産を推進するとともに、健康志向や簡便化志向などの「新たな価値観に対応した商品づくり」、食べる楽しさや知る楽しさを消費者に届ける「心をつかむファンづくり」など、これまで築き上げた信頼や品質をベースとしながら、時代の変化に調和した、新しいみやざきブランドの確立に努めてまいります。

**○日高利夫議員** ありがとうございます。

みやざきブランド推進方針がしっかりと本県農業を後押しできるよう、注視していきたいと思っております。

次に、農業者が減少する中、産地の生産力を維持・拡大していくためには、生産体制の再構築や、生産性向上に資する施設や機器の導入が必要です。

また、経験の浅い農家などでもベテラン並みの生産管理や効率的な作業を行うことができる、スマート農業の実装を加速させることが必要と考えます。

そこで、本県農業の生産力強化に向けて、新年度事業でどのような支援を行っていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 担い手の高齢化や減少により、産地の縮小が懸念される中、産地の生産力を高めるためには、生産基盤の強化と生産性の向上が重要であります。

このため、今議会でお願しております「土地利用型農業産地再編・強化対策事業」において、規模拡大を目指す経営体の農地の効率的な活用や高収益作物の導入に対する支援、経営の最適化に向けたシミュレーションを行うなど、水田を中心とした大規模経営体の育成により、

土地利用型農業の生産体制を構築してまいります。

また、国の事業などを活用したハウスの整備や農業機械の導入、ハウス環境を制御するスマート農業技術の実装、ピーマン等の周年栽培・団地化などの支援により、本県農業の生産力強化に取り組んでまいります。

**○日高利夫議員** 水田を中心とした大規模経営体の育成との答弁もありましたが、農地流動化、圃場整備、コントラクターの育成等も、同時進行型での強化対策が不可欠であると考えます。

一方、ハウス整備との答弁もありましたので、野菜のハウス栽培強化について少し伺います。

令和2年の農業産出額をもう一度、本県と熊本県を比較いたしますと、本県の産出額は3,348億円で、熊本県との差は僅かに59億円でした。その内訳は、畜産部門は965億円、本県が勝っていますが、耕種部門は逆に1,016億円の差をつけられました。耕種部門のその大半は、野菜の産出額の差です。野菜は熊本県1,221億円に対し、本県はその約半分の681億円です。宮崎は、キュウリ生産は全国1位、ピーマン、ズッキーニは第2位。これらの施設野菜は、畜産の鶏、肉用牛、豚に次ぐ本県の主力であります。熊本には、トマトやイチゴなどで産出額を大きくリードされております。本県の農業産出額を押し上げるためには、耕種部門の主力である施設野菜の生産対策が重要なポイントになってくるものと、私は思っております。

ただ、一方で、生産に不可欠なハウスについては、老朽化しているものも多く、中には親子2代、40年、50年以上のものも聞いております。

そこで、施設野菜の産出額向上へ向けて、ハウス整備など生産基盤の強化にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 施設野菜の産出額の増加に向けては、生産基盤の強化が大変重要でありますことから、県では、国の事業を活用し、ハウス整備による担い手の規模拡大を推進するとともに、補強によるハウスの長寿命化の取組を支援しているところです。

また、近年のハウス価格の高騰や気象災害の激甚化に対応するため、県内で普及しているAP2号改良型ハウスと同程度の価格で、より耐候性の高い新たなハウスを、昨年度、地元のハウスメーカーと開発し、普及に着手しますとともに、飛躍的な生産性向上が期待できます高軒高ハウスの低コスト化の取組も進めているところです。

県といたしましては、これらの取組を通して施設野菜の生産基盤の強化に努め、産出額の増加を目指してまいります。

**○日高利夫議員** コロナ禍や燃油高騰により、現状では設備投資に余力のない農家がほとんどでしょうが、アフターコロナを見据えた、しっかりとした生産施設整備の支援強化策を講じていただくよう、よろしくお願いたします。

さらに、本年度の国の補正で、産地生産基盤パワーアップ事業の中に、ヒートポンプ等の省エネ機器の導入を推進するとして、施設園芸エネルギー転換枠が新たに創設されたようです。

そこで、本県の施設園芸の化石燃料の削減にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本県が、将来にわたり持続可能な施設園芸を目指すために

は、化石燃料を削減する取組を強化していく必要があります。

このため県では、国の事業等を活用し、ヒートポンプや保温資材等の普及を図りますとともに、ICTを活用した省エネルギー技術の導入を進めることとしております。

また、国においても、「みどりの食料システム戦略」の実現に向け、営農型太陽光発電やバイオマス・小水力発電など、再生可能エネルギーの社会実装に向けた動きが加速していくものと考えております。

県といたしましては、こうした動きに的確に対応しながら、化石燃料削減の取組を進めてまいります。

**○日高利夫議員** 農家としても、ゼロカーボンの意義は十分認識しておりますので、長期的な支援策をしっかりと国へ要望していただきますよう、よろしくお願いいたします。

少し方向を変えます。

昨年の夏、県総合農業試験場を視察いたしました。防除用ドローン、アシスト機能付トラクター、ラジコン草刈り機など、無人化や少人数作業対応技術等を見学し、近未来の農業の省力化に大きな魅力を感じたところであります。

宮崎市佐土原町の61ヘクタールの敷地に110名程度の職員、令和4年度の予算書案には、試験研究経費として、農事試験費5,559万2,000円が計上されております。昨年度もほぼ同程度の予算額となっておりますが、農業を取り巻く環境が急速に変化する中で、時代を先取りした試験研究が今ほど求められる時代はないと思います。そういう中であって、ハウス農家を含め、水田や畑地営農等の耕種農家の生産振興には、総合農業試験場の果たす役割が大いに期待されるところであります。

では、耕種農業の振興に向けた総合農業試験場の役割と研究方針について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 総合農業試験場は、これまで時代の要請に応じて、多くの新品種や新技術を開発するなど、本県農業の振興を支えてきた技術開発拠点であり、農業を取り巻く環境が急速に変化する中で、その役割はますます重要になると考えております。

このため、農業情勢の変化を踏まえ、昨年6月に策定した試験研究推進構想の「スマート時代の農業を支える技術開発」「農業の魅力を活かし新たな価値を共創する技術開発」「持続的で安全・安心な農業を実現する技術開発」の3つを柱に、試験研究を進めているところであります。

これからも本構想に基づき、技術の高度化や革新的技術の開発で、生産現場の期待に応える試験研究を進めてまいります。

**○日高利夫議員** 3つの技術開発を答弁いただきましたが、新しい技術の導入は劇的に営農環境を変えてきました。

昭和50年でした。国富町の農協にキュウリの自動選別機が導入されたんです。我が家はハウス農家でしたから、高校時代、土日の午前中は部活、午後は夜の9時頃までハウスでキュウリの選別でした。自動選別機が導入されて、夜間の仕事がなくなったんです。本当に感激しました。

では、近年の総合農業試験場の主な成果について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 総合農業試験場における近年の主な成果としましては、キュウリでは、養液栽培において10アール当たり年間約50トンの超多収栽培を実現したほか、ピー

マンでは、複数の土壌病害と線虫に抵抗性のある「みやざき台木5号」を育成し、台木使用面積の約4割に普及しております。

また、水稻では、焼酎の醸造適性に優れる品種「宮崎52号」及び「み系358」を育成し、この2品種で加工用米作付面積の約6割を占めております。

さらに、茶では、新たな需要が期待される新香味茶を省力かつ安定的に製造できるドラム式萎凋機を民間と共同開発し、西臼杵を中心に普及が進むなど、農家経営において安定生産や所得向上に寄与しているところであります。

**○日高利夫議員** 十分な成果の状況がよく分かりました。公費によって運営される試験場は、単に試験研究のための試験場であってはならず、その成果が農家の所得向上等につながらなくてはならないと思います。今後とも、農家にとって頼りになる試験研究に取り組んでいただくよう、お願いいたします。

農作業における省力化、軽量化を図る取組は喫緊の課題であると考えますが、近年、総合的な農業技術のイノベーションに対応したスマート農業への取組が加速化されており、農家の皆さんは、スマート農業の実証、導入に大いに期待をしていると思います。

では、総合農業試験場において、今後、スマート農業や、みどりの食料システム戦略の研究課題にどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 農業のスマート化や、みどりの食料システム戦略の実現に向けては、経営品目や規模に応じた機器の選定、環境負荷低減と生産性確保の両立など、生産現場で活用できる技術をいかに確立し、普及できるかが鍵と考えております。

このため、総合農業試験場では、現場はもとより、国や大学、企業と積極的に連携し、スマート化では、ドローンでの生育診断や防除技術など、現場目線での評価や改良等を行い、また、みどりの食料システム戦略の実現では、脱炭素や化学肥料、化学農薬に頼らない栽培方法など、本県農業の実態に即した技術開発をスピード感を持って進めてまいります。

さらに、今年度から専門技術センターが試験場内に設置されましたことから、普及部門との連携を図り、現地課題の解決と普及に努め、本県農業の発展に貢献してまいります。

**○日高利夫議員** 私は、スマート農業やみどりの食料システム戦略を通して開発される農業技術は、将来の本県農業の振興を支え、ひいては農業産出額の安定増加につながるキーテクノロジーになるであろうと信じております。

そのためにも、本県では、国の取組と並行して、本県独自の活動を展開するため、他県に先んじて農業技術のイノベーションに関する専門の研究部署を試験場内に整備すべきと考えておりましたところ、今年度から、試験場内に専門技術センターが設置されたとの答弁がありました。スピード感のある技術開発に努めていただきますよう、お願いいたします。

本県の農業産出額の向上、農家所得の向上、そして日本の食料供給基地宮崎の確立を目指し、さらなる総合農業試験場のパワーアップに大いに期待し、次の質問に移ります。

次は、危機管理対策についてお伺いいたします。

まず、避難行動要支援者についてであります。近年の災害では、要介護認定を受けている方、視覚、聴覚、体などに障がいのある方、その他特に配慮を要する方などの、いわゆる要配

慮者の犠牲が多くなっております。

これらの被災者に対しては、その個々の状況に配慮して、災害時の情報提供、避難誘導、避難所への収容など、災害応急対策の実施に当たり、関係機関や消防団、自主防災組織、民生委員やボランティアなどとの連携による、きめ細かな対応が重要となります。

特に、この要配慮者のうち、災害発生時において自ら避難することが困難であり、特に支援を要する方、この避難行動要支援者については、国はハザードの状況等から、優先度の高い方について、おおむね5年程度で個別避難計画を作成することを求めています。なかなか市町村の作成が進まないとの報道がありました。災害時における要配慮者の避難対策は、人命に関わる極めて重要な対策であります。

では、県内の避難行動要支援者数及び個別避難計画作成の現状と課題について、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 県内の避難行動要支援者数は、令和2年10月1日時点で5万5,056人です。

改正災害対策基本法によりまして、この避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成が市町村の努力義務となりましたが、多くの市町村で進んでいない現状にあります。

課題としましては、「制度の趣旨が住民に浸透しておらず、積極的参画が得にくいこと」

「限られた人員で、要支援者ごとの生活状況を把握する必要があること」「実効性のある計画とするため、防災・福祉・自治会等、多種多様な人材の連携体制をつくる必要があること」等です。

県としましては、こうした課題を踏まえ、本年度3回にわたり研修会を開催し、制度の周知

や先進的取組の紹介を行ったところであります。

今後、市町村間の情報共有の場をつくるなど、支援してまいります。

**○日高利夫議員** 既に3回の研修会が開催されているとのことですが、今後、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の急激な増加が懸念されており、避難行動要支援者数も並行して増加、独居高齢者世帯も増加の一途と考えます。

発災時の行政支援にも限界があります。自治会、消防団、自主防災組織など、自主的な地域の組織力が頼みとなります。その基となる避難計画書です。早期策定に向け、しっかりと市町村への支援をお願いしておきます。

次に、災害時の指定避難所についてお伺いいたします。

指定避難所については、過去の災害において、全国で、避難所が浸水した事例や停電等が発生した事例が見られました。令和2年度の国の調査では、本県の1,279か所の指定避難所のうち、浸水想定区域内に立地する指定避難所数は、15市町村に244か所で、全体の19.1%、土砂災害警戒区域内に立地する指定避難所は、県内22市町村に237か所で、全体の18.5%、津波浸水想定区域内に立地する指定避難所は、県内7市町に106か所で、全体の8.3%であるとの報道等があったところであります。

これらの現状に対し、国は本年1月、指定避難所の指定や平時における準備、災害発生時の開設等に当たっては、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望ましいこと、現に指定している場合は、代替施設を確保するなど

の対策を講じるよう、通知を出したところです。土砂災害警戒区域内の設置施設等が特に心配されるところです。

では、本県の危険区域内に避難所が指定されている現状及び対応策について、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 避難所は、想定される災害の状況等を勘案し、市町村長が指定しますが、指定後に危険区域となったものや、地形的に代替施設を確保することが困難な現状もございます。

対応策としましては、危険区域外の施設へ見直しをしている市町村もありますが、風水害の激甚化により危険区域が広がる中、新たな設置場所の確保が困難なことや、避難所と居住地が離れてしまうデメリットもあることから、市町村では、災害の状況と建物の安全性の確認を行った上で避難所を開設するといった対応も行っております。

また、山間部の市町村におきましては、土砂災害警戒区域等に指定されている地域の住民に、居住地の危険性を御理解いただき、離れた安全な地域への早期の避難を呼びかけております。

**○日高利夫議員** 土砂災害の危険がある区域では、立ち退き避難が原則とされております。答弁にある離れた安全な地域への早期の避難が、自らの命を守る重要な避難対策となると思いますので、この点は、さらなる啓発の強化をお願いし、次の質問に移ります。

次は、防災・減災対策についてであります。

先ほど、浸水想定区域の関係について質問しましたが、大雨や台風等による住宅浸水の多くは、河川の増水による堤防決壊等が原因です。

平成30年には、倉敷市の真備町で8か所の堤

防決壊。令和元年は長野市の千曲川、そして令和2年には、熊本の人吉市球磨川で2か所の堤防決壊。我が国は国土面積の93%は河川流域から成っており、国土面積の10%の洪水氾濫区域に、人口の約50%、資産の約75%が存在しているとの公表もあります。

浸水被害を最小限に食い止めるには、平時より水害リスクを認識した上で、堤防の危険箇所などを正確に把握しておくことが重要と考えます。

河川法の適用を受ける本県の河川は、令和3年4月1日現在で、1級河川が5水系で239河川、2級河川が53水系239河川、準用河川が21水系104河川であり、大淀川、五ヶ瀬川、小丸川、えびの市の川内川の直轄管理区間については国が、その他の河川の河川改修や災害復旧については、県と市町村が整備促進を図ることとなっているようです。

では、河川事業における堤防の新設や既設堤防の補強を実施する場合の県の考え方と実施河川数について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県では、甚大な浸水被害が発生した箇所や堤防が脆弱で家屋浸水のおそれがある箇所など、緊急性の高いところから、堤防の新設や補強を計画的に進めております。

堤防の新設については、河川断面が不足する箇所の流下能力を向上させるため、周辺の地形や土地利用状況を踏まえて実施しております。

また、既設堤防の補強については、洪水時に漏水等で堤防決壊のおそれがある箇所において、堤防の幅を広げるなどの対策を行っております。

現在、堤防の新設については20河川、既設堤

防の補強については4河川において、国の防災・安全交付金事業や県単独事業などにより、実施しているところであります。

**○日高利夫議員** 新設が20河川とは、意外と多いのかなと気になります。整備期間も長期に及ぶと考えますが、1年でも早い整備をよろしくお願いいたします。

河川の堤防は、洪水時の浸水を防ぐ最も重要な河川施設と言えます。本県においても、近年、河道掘削を主体とした積極的な河川災害対策が実施されており、地域住民の喜びの声をいただきます。

では、本県の堤防の新設・補強について、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策及び5か年加速化対策の取組状況を、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県では、県民の安全・安心な暮らしを守るため、従来の防災安全交付金などに加え、国土強靱化対策の予算も活用し、治水事業を進めているところであります。

平成30年度からの3か年緊急対策では、耳川など3河川で堤防の新設を、一ツ瀬川など4河川で堤防補強を実施し、事業費は約26億円となっております。

また、令和2年度からの5か年加速化対策においては、祝子川など3河川で堤防補強に取り組んでおり、これまでの事業費は、令和3年度1月補正予算を含め、約14億円となっております。

**○日高利夫議員** ここで、少し私の地元の問題についてお伺いいたします。

綾北川の左岸、小田爪地区には385メートルの堤防のない箇所があります。この地区には47戸の住居があり、さらに、陸上競技場、サッカー

場、テニスコート、スポーツ合宿施設等が整備されており、毎年、Jリーグや実業団駅伝、児童生徒学生等の合宿や各種大会でにぎわう、綾町自慢の総合スポーツ場があります。また、現代の名工、秋山眞和先生の「綾の手紬染織工房」もこの地区の一角にあり、町議会から防災対策としての堤防の新設を県や国にも要望しておりますが、この綾北川における堤防の新設について、今後の見通しを県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** お尋ねの綾北川の小田爪橋付近における堤防新設の地元要望箇所につきましては、国の管理区間となっております。平成30年6月に策定された大淀川水系河川整備計画で、堤防整備が位置づけられております。

国土交通省宮崎河川国道事務所に確認したところ、現在、大淀川水系では、浸水被害の発生状況などを考慮した上で、緊急性の高いところから河川整備を進めており、要望箇所の堤防の新設については、今後の進捗状況などを踏まえ、順次、計画的に推進していく予定と伺っております。

**○日高利夫議員** 大雨のたびに地域住民の不安は募るばかりです。国管理だからといって国任せにするのではなく、常に進捗状況を把握し、住民の安全・安心を図っていただくよう、早めの整備を何とぞよろしくお願いいたします。

次に、昨年7月、26人の死者を出した静岡県熱海市伊豆山土石流災害は、誠に信じ難い災害でした。しかし、この土石流災害は、不法な盛土による人災であるとの問題があり、このため国は、昨年8月に都道府県に対し、盛土総点検の実施を通知いたしました。最近、その調査結果が出たとのことであります。

では、盛土による災害防止に向けた総点検の結果と今後の対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 盛土による災害防止に向けた総点検は、土砂災害や山地災害をもたらすおそれのある区域として国が指定した重点点検エリアや、大規模盛土造成地などの盛土について、許可・届出等の必要な手続が行われているか、手続内容と現地の状況が一致しているか、災害防止のための必要な措置が取られているか、廃棄物の混入等がないかの4つの観点から、昨年末までに点検を行ったところがあります。

この結果、抽出された174か所の現地や申請書類を、関係法令の許可権者等である県土整備部、環境森林部、農政水産部及び市町村において確認したところ、現時点において、安全対策を講じる必要がある盛土は認められなかったところがあります。

現在、熱海市の災害を受け、国においては、全国一律の基準で規制を行う新たな法制度が検討されておりますので、その動向を注視してまいります。

**○日高利夫議員** 点検結果は大丈夫とのことですが、激甚化・頻発化する近年の自然災害、不法投棄などによる人災など、現場状況も刻々と変化いたします。

調査対象が174か所もあった盛土点検につきましても、今後とも市町村と連携し、定期的な点検を続け、さらなる防災・減災対策をしっかりとお願いし、次の質問に移ります。

次は、教職員のメンタルヘルス対策についてお伺いいたします。

学校教育は、児童生徒と教職員との、人と人としての人間的な触れ合いの中で行われるもの

であることから、教える側の教職員が、まずは心身ともに健康を維持しながら教育に携わることが重要です。

しかしながら、近年は、学習指導に加え、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など、学校や教職員に対する期待は高まるばかりで、心身に不調を来す精神疾患の教職員の増加が心配されており、教職員のメンタルヘルス対策の充実、推進を図ることが重要な課題となっております。教職員の精神衛生問題は、児童生徒の指導・教育の質にも少なからず影響を及ぼすのではと心配します。

ではまず、公立学校教職員のうち、精神疾患による休職者数について、5年前との比較や年齢別の状況を教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 令和2年度における公立学校教職員全体の休職者数は110名となっております。このうち、精神疾患による休職者数は63名で、5年前の平成28年度の70名と比べて7名減少しております。

年齢別では、昨年度も5年前も50歳代以上の割合が最も多く、平成28年度は36名、令和2年度は31名と、約半数を占めております。

**○日高利夫議員** 休職者数は110名、このうち精神疾患による休職者数は63名とのことですが、5年前より休職者数が減少したとのことですが、精神疾患で苦しんでおられる先生方が63名もおられます。

また、年代的には50歳代が約半数とのことですが、中堅職員となるこの年代には、校内の仕事が集まりやすくなり、これに対しストレスが多くなるとともに、若手の教職員の人材育成に関わったり支援したりする余裕がなくなっていることなど、これは全国的な傾向のようでもあります。

長年頑張ってきた先生方が、50歳を過ぎて退職前に精神疾患で休職に追い込まれるような状況は、本来の教育現場の姿ではないと思います。

では、こういった方々のケアはどうなっているのでしょうか。教育委員会におけるメンタルヘルス相談体制等の現状と実績について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 教職員に対するメンタルヘルス相談体制につきましては、教職員経験者や臨床心理士による相談室を設置し、電話や面談、オンライン等により、教職員特有の生徒指導や学習指導に関する悩みはもとより、プライベートな悩みにも幅広く対応しております。

また、公立学校共済組合宮崎支部におきまして、県内各地の6つの医療機関による相談事業を実施するなど、職員が利用しやすい相談体制の充実に努めているところであります。

さらに、財務福利課内に看護師等の資格を持つ保健指導員を配置し、教職員の心身両面の相談に応じるほか、管理職等を対象とした研修会を実施し、メンタルヘルスの意識啓発を図っております。

なお、令和2年度におけるこれらメンタルヘルス対策事業の利用人数は、延べ880名となっております。

**○日高利夫議員** 相談室の設置や管理職の研修など、しっかりとしたケアができていますが、近年はオンラインによる健康相談が成果を上げているとも聞いております。

民間委託等も含め、ICTを活用した、さらなる相談体制等の充実・強化をお願いしておきます。

次に、休職からの復職支援について。公立学

校において、令和2年度に精神疾患による休職から復職した教職員数と、職場復帰までの支援対策について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 令和2年度に精神疾患による休職から復職した教職員は30名であり、復職までの平均休職期間は324日となっております。

休職した職員の円滑な職場復帰に当たりましては、職場復帰トレーニングを実施しており、具体的には、校長が職員本人や家族、主治医と協議の上、計画を作成し、医師等で構成する教職員疾病審査委員会の審査を経て、原則4週間の現場でのトレーニングを行い、その結果等を踏まえ、再度、委員会で復職の可否を判断しております。

また、トレーニング期間中は、当該職員が臨床心理士に不安などを相談できる場を設けたり、復職後も保健指導員が電話やメール等でフォローを行うなど、再発防止に努めております。

今後とも、休職中の教職員が安心して職場に復帰できるよう、丁寧に支援してまいります。

**○日高利夫議員** 復職までの平均休職期間が324日と、約1年とのことですが、これは昨年伺った知事部局の148日と比較しますと、約2倍以上の期間を要していることとなります。

生徒指導や学習指導、保護者との連携など、教職員特有の問題があるようですので、慎重な対応が必要でしょうけれども、ジョギングとかウォーキングとか、水泳とか何でもいいから、少しでも健全な身体を取り戻すこと、太陽の下で動き回って少しでも汗をかくこと、そういったスポーツによる復帰支援対策もぜひ検討いただくように要望をしておきたいと思っております。

次に、自己都合退職者や休職に伴う教諭等の

欠員に対する補充は十分に実施されているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 令和2年度に定年以外の自己都合により退職した教諭等は、小学校で40名、中学校で23名、県立学校で28名、合計で91名となっております。

また、年度の途中で自己都合退職や休職等により教諭等に欠員が生じた場合には、各学校において、常勤の講師を臨時的に任用しておりますが、常勤の講師の確保が困難な場合には、非常勤の講師を任用するなどして、授業や部活動などの教育活動に支障が出ないように対応しているところであります。

○日高利夫議員 支障が出ないように対応できるということですので、引き続きよろしくお願いしておきます。

コロナ禍において先生方も、これまでにない感染症防止対策に日々神経をすり減らされていることだと思います。無理をされている先生がおられないか、周りの早めの気づきが重要であると思っています。

教職員の精神疾患による休職は、その多くが業務量の増加や業務の質の困難化等による深刻な長時間労働に起因しているようであります。余裕のない教職員に、どうして子供たちに夢と希望が語れるのでしょうか。休職者や精神疾患者を増やさないためにも、午前中の我が党の二見議員の質問にもありましたように、教育現場における働き方改革を積極的に推進されるよう強く要望し、次の質問に移ります。

最後に、高岡警察署建て替えについてお伺いいたします。

県内の警察署で水害に最も脆弱な高岡警察署の建て替え問題につきましては、これまで有岡議員とともにお願いしてきたところでありま

す。

高岡警察署の整備につきましては、都城警察署の次と思っておりましたので、今回、令和4年度の当初予算において、都城警察署と高岡警察署の警察署建替調査事業費が計上されたことは、大変な感激であります。ありがとうございます。大雨により浸水してしまう現在地からの移転を長年お願いしてきたところであり、今回、建て替えの計画が示されたことから、ようやく念願がかなうと、宮崎西警察署構想に地域住民の期待は大変大きいものとなっております。

警察署建替調査事業につきましては、警察署建設に必要な敷地を確保するため、移転候補地の調査を実施されるものと聞いております。

そこで、高岡警察署の移転候補地の選定条件と決定方法、事業計画について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（佐藤隆司君） 移転候補地の選定条件につきましては、警察法施行令第5条第2号において、警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他の事情を参酌して決定することと規定されております。

決定方法につきましては、警察本部において、調査事業の結果や人口動態、犯罪や交通事故の発生件数などの治安情勢及び過去の災害状況などから総合的に判断して、決定することとしております。

事業計画につきましては、令和4年度に土地調査を開始し、令和12年3月に供用開始を予定しておりますが、各業務の効率化と工法の研究などにより、可能な限り短縮できるように努め、早期の整備に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 近年、災害等が激甚化・頻発

化する中で、警察署は治安・防災上の重要拠点となります。候補地の決定については、関係自治体や住民の声を十分反映できるような移転先の選定をしていただき、地域住民の安全・安心を守る高岡警察署を1年でも早く整備していただきますよう、知事、そして警察本部長、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、本年度退職される皆様方、大変お疲れさまでした。さらなる今後の御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の川添博でございます。13年ぶりの登壇となります。一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。また、この場に送り出させていただきました有権者の皆様の御支援に、心より感謝を申し上げますとともに、県議会議員としての職責の重さに、改めて身の引き締まる思いであります。また、本日は多くの方に傍聴いただきまして、感謝申し上げます。

冒頭、新型コロナにより亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の皆様にはお悔やみを申し上げます。そして、多くの病院の医療従事者や保健所職員の方々、また関係する県職員や自治体職員の大変な御労苦に敬意と感謝を申し上げます。

コロナ禍で苦しんでいる人々を支援し、傷んだ産業や地域経済を立て直していきたい。また、人口減少の中で持続可能な地域社会をつくり、誰もが誇りを持って生きていける宮崎を未来の子供たちに継承していきたい。本日はそういった思いで、財政や人口減少問題、また農政や災害対策などの県政の諸課題について、少しでも議論を深められればと思いますので、明快

な御答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。

私は、銀行マンとして長年にわたり企業への融資業務に携わってくる中で、地方財政にも大きな関心を持ってきたところであり、県政の諸課題に適時適切に対応しようとしても、ない袖は振れないわけでありまして、何よりも財源の確保が不可欠であります。

まずは、財政問題についてお伺いいたします。

本県の令和4年度一般会計当初予算案は、19年ぶりに6,400億円を上回る規模となっておりますが、社会保障関係費や防災・減災対策、人口減少対策等、今後、必要な予算はさらに増えてくると思います。そのような中、行政サービスを維持していくためには、国が地方の財源をしっかりと確保していくことが重要であります。

そこでまず、予算編成をする上では、財源の確保が大変重要だと考えますが、令和4年度当初予算編成における財源はどのように確保されたのか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

本県は、自主財源比率が4割程度であり、自主財源に乏しいことから、国からの財源をしっかりと確保することが重要と考えております。

そのため、地方交付税や新型コロナの交付金など、県民へ必要な行政サービスを届けていくための財源確保に向けて、国への要望活動に取り組んでまいりました。

その結果、地方交付税は、令和3年度中の法

人関係税収の減額精算の影響などによりまして、対前年度比1.7%の減となりますが、必要な額は確保できる見込みであります。

また、新型コロナの交付金につきましては、国の令和3年度補正予算で増額され、本県の地方単独事業分として、68億円の限度額が示されたところであります。

これらの財源や地方財政措置の有利な県債などを活用しながら、総合的な新型コロナ対策や国土強靱化対策、ポストコロナに向けた社会づくりなどにしっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○川添 博議員** 当初予算案は財源面で工夫されながら編成されたとのことですので、ぜひ、新型コロナ対策をはじめとする県政の諸課題の解決に向けて、しっかりと進めていただきたいと思います。

一方で、今後の中長期の財源確保については、国も巨額の国債を発行し、コロナ対策等を行っていますので、不安も感じています。特に、地方向けの補助金や地方交付税は数十兆円になりますので、財務省も厳しい対応をされてくるのではないのでしょうか。

このようなときこそ、全国知事会の活動が重要になります。知事は、全国知事会地方税財政常任委員長として、自民党本部の高市政調会長をはじめ、多くの国会議員の方に直接会って要望をされています。しかし、こうした活動は、県内で詳しく報道されておりません。この機会に、これまでの活動についてお聞かせください。

また今後、地方の財源確保に向けては、どのような課題があり、都道府県の規模も様々ある中でどう取り組んでいかれるのか、大変関心を持っております。

そこで、地方税財政常任委員長としてのこれまでの活動と今後の地方財源の確保・充実に向けた課題、取組について、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方税財政に関する要望活動につきましては、全国知事会の会長をはじめ、各知事と緊密に連携しながら、地方の実態を踏まえ、国の理解が得られますよう、適切なタイミングを捉えて、工夫しながら行っているところであります。

今年度につきましては、計10回上京しまして、官房長官をはじめ、財務、総務、地方創生担当の各大臣、さらには、自民党、公明党の幹部に対し、地方財源の確保・充実を要望してきたところであります。

これによりまして、今回最も大きな課題となりましたのは、コロナ対策財源であります。この必要額の確保に努めるとともに、地方一般財源総額を今後3年間、実質的に同水準とする政府方針が延長されるなど、本県を含め、各自治体が安定的に財政運営を行える基盤というものを整えてきたところであります。

今後の課題としましては、コロナの感染状況に応じた対策財源の確保や、社会保障関係費の増加などを見据えた地方一般財源総額の確保・充実等が挙げられます。

また、御指摘がありましたように、国を併せて考えますと、国家財政も国債返済残高が1,000兆円を超えるという大変厳しい状況にありまして、国、地方を通じた財源確保の取組が大きな課題となってまいります。

引き続き、このような財源の確保を通じまして、全国の自治体がコロナ禍を克服し、地方部と都市部が共に輝く未来を創生できるよう、地方の声をしっかりと届けてまいります。

**○川添 博議員** 人口規模も財政事情も異なる

都道府県を取りまとめて、一枚岩となって行動していくには、想像を絶する御苦労もあるかと思えます。ただ、これから中長期の視点で地方の隅々までお金が回っていくような、税財政の抜本改革と地方における積極的な財源確保に、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。財源の確保が何をおいても重要ですので、この地方の声をしっかりと国に届けていただくよう、引き続きの御尽力をお願いいたします。

それでは、県政の諸課題に関する質問に入ります。

まず、人口減少対策について。

本県の人口は、平成8年の約117万7,000人をピークに減少の一途をたどっております。今後、人口減少により消費が落ち込み、地域経済は縮小し、何より経済活動を支える生産年齢人口が減少することで、高齢化率の上昇とも相まって、地域社会を維持・継続していくことが困難となるおそれがあります。

知事は、人口減少対策を一丁目一番地に掲げていらっしゃると思いますが、私も、地方が抱える最大にして最重要の課題であると考えます。

そこでまず、令和2年国勢調査における本県の人口は、10年前の調査と比較してどれくらい減少しているのか。また、全国と比較して人口の増減率はどのような状況か、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 令和2年の国勢調査におきます本県の人口は106万9,576人で、10年前の平成22年国勢調査と比べますと、6万5,657人の減少となっております。

この間の人口の増減率は、本県がマイナス5.8%、全国がマイナス1.5%となっており、全国の順位で言いますと、30番目となっております。

**○川添 博議員** 全国と比較した人口の増減率

は、全国平均の4倍近く減少率が高く、本県にとって人口減少対策が喫緊の課題であることが、改めてデータからも分かります。

そこで、自然減対策として、出生数の増加を図ることが不可欠ですが、そのためには、結婚を望む人が結婚しやすい社会の実現が求められます。

厚生労働省の調査から本県の婚姻数の推移を見ますと、平成30年は4,637組、令和元年は令和婚の効果もあったのか、4,633組と前年並みとなったものの、令和2年は4,148組と大きく落ち込みました。

また、令和2年の平均初婚年齢についても、男性30.2歳、女性29.1歳と、10年前の平成22年と比べると、男性は0.7歳、女性は0.8歳遅くなっています。このように本県では、未婚化や晩婚化が進んでいる中、人口減少対策を進めるには、結婚支援対策が非常に重要となっております。

そこで、県の結婚支援事業について、これまでの実績と今後の取組を、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、結婚を希望する男女に出会いの場を創出するため、平成27年度に「みやざき結婚サポートセンター」を開設し、1対1のマッチング支援等を行っております。

センターでは、開設から今年1月末までの約6年間に4,116件のマッチングを実施し、このうち、交際に進まれた方が1,444組、結婚された方は116組となっております。

さらなる婚姻数の増加を図るためには、特に若い世代をターゲットにした新たな取組が必要でありますことから、今議会で、結婚や家庭についてのポジティブなイメージの醸成を図る動

画の制作や、センターの会費減免により会員登録を促進する事業をお願いしているところであります。

今後とも、これらの取組を通じて、出生数の増につながる結婚支援対策を推進してまいります。

**○川添 博議員** ある程度、効果が出てきているようですが、さらなる婚姻数の増加に向けて、民間事業者とのコラボとかも含めて、引き続き結婚支援対策の推進をお願いいたします。

また、人口減少対策には、社会減の抑制に取り組むことも必要であります。15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口につきましても、令和2年国勢調査と10年前の調査を比較すると、本県の生産年齢人口は約10万人の減、増減率はマイナス14.8%と、全国平均のマイナス7.3%の2倍以上の減少率となっております。

若者の県外流出が大きな要因の一つであると考えます。その対策として、県内就職の促進が必要であると考えますが、県立高校生の県内就職率向上のための取組について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、県立高校生の県内就職率向上のため、平成28年度より、関係部局や労働局などと一体となり、企業見学会やインターンシップ、職業講話などの取組を開始しました。

あわせて、県内6地区に就職支援エリアコーディネーターを配置し、地元企業の求人開拓や、企業と学校をつなぐエリアネットワーク会議などの取組を継続して実施してまいりました。これらの成果としまして、県内就職率は6年連続で上昇してきているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後とも引き続き、関係機関や地元企業と連携し、県内就

職の促進に向け積極的に取り組んでまいります。

**○川添 博議員** 県立高校生の県内就職率が平成28年度から6年連続で上昇しているということで、評価に値すると思います。これは、県教育委員会の取組はもとより、県内企業が魅力の向上に取り組んでいただいていることも要因ではないかと考えます。

とはいえ、全国で見ると、まだまだ低い状況ですので、県内就職率の高い都道府県における取組の研究を含めて、引き続き積極的な取組をお願いいたします。

次に、U I Jターンの促進について。私は、せっかく本県で生まれ育った若者が、都会への憧れや給料の高さなどに魅力を感じて県外へ就職や進学し、そのまま県外へ根づいてしまうことを、とても残念に思っています。この流れを少しでも変えていくためには、U I Jターンを希望される方が安心して移住できるよう、就職先を確保していくことも重要と考えます。

そこで、U I Jターン者の中途採用の促進について、県の取組を商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** U I Jターン者の中途採用の促進につきましては、これまで、就職希望者と県内企業等をマッチングするサイト「ふるさと宮崎人材バンク」の運営や、直接、県内企業を訪問しての求人開拓などを行っております。

また、県内外に4か所設置しております宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターの移住・就職相談員が、人材バンク登録者からの就職に関する相談に応じるほか、県内企業情報や就職説明会の開催を案内するなど、きめ細かい対応を行っております。

これらの取組の結果、人材バンクの登録者のうち、県内企業等に内定した方は、平成30年度105人、令和元年度133人、令和2年度が167人と年々増加しております。

今後とも、国や市町村と連携し、UIJターナーの中途採用の促進に積極的に取り組んでまいります。

**○川添 博議員** 引き続き、国や市町村とも連携しながら、積極的で、きめ細かな取組をお願いいたします。

また、新型コロナの影響により、都市部から地方への移住に対する関心がこれまで以上に高まっています。この地方回帰の流れを捉え、本県への移住を促進していくことが、地域の担い手の確保や地域社会の維持にもつながっていくのではないかと思います。

そこで、移住の促進に向けた情報発信や移住者への支援策と、本県への移住の実績について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県では、県内外4か所のひなた暮らしUIJターナーセンターにおきまして、移住相談への対応や情報提供等を行いますとともに、ホームページやセミナー、専門誌等を通じた情報発信を行っているところであります。

また、本県への移住を後押しするための施策として、一定の要件を満たす移住者の皆様に、市町村を通じて最大100万円を支給する移住支援金制度を実施しております。

このような取組によりまして、県及び市町村が実施している施策を通じて把握した移住世帯数につきましては、平成30年度が471世帯、令和元年度が558世帯、令和2年度が755世帯と、増加傾向となっております。

県といたしましては、人口減少の抑制を図る

上で、移住施策は大変重要と考えておりますので、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

**○川添 博議員** 引き続き、この地方回帰の流れをしっかりと生かした積極的な取組をお願いいたします。

さらに、場所を選ばない働き方の一つとして、リモートワークや、都会の喧騒から離れた場所でリモートワークをしながらバケーションを組み合わせて過ごすワーケーションが注目されています。

地方暮らしにも関心が高まる中、本県は豊かな自然や食、そしてホスピタリティあふれる県民性など、高いポテンシャルを持っていると思います。

そこで、県外の方に本県の魅力を体験していただくことも重要と考えますが、将来的な移住者の確保という観点から、リモートワークやワーケーションの取組をどのように進めていくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 地方回帰の流れを捉えるためには、移住者に対する支援はもとより、本県に興味・関心を寄せる方をターゲットにした取組も大切であると認識しております。

このため、今議会をお願いしております「みやぎの魅力体感・つながり創出事業」では、本県への移住を検討している方を対象に、リモートワークとサーフィンなどの趣味をセットにした短期滞在型のプログラムを提供することとしております。

また、「ワーケーション受入推進強化事業」では、本県と継続的なつながりを求める都市圏の企業と市町村とをマッチングさせ、ワーケーションを受け入れていくこととしております。

これらの取組を通じまして、関係人口の創出や拡大を図り、将来的な移住者の確保につなげてまいります。

**○川添 博議員** 以上、人口減少対策について、自然減と社会減対策の観点から質問してまいりました。人は財産であり、県土の持続的な発展の礎は、まさに人ですので、引き続き、あらゆる施策を総動員して、対策のさらなる強化に取り組んでいただきたいと思います。

次に、農林業における担い手対策についてであります。

新型コロナの影響により低迷する経済を回復させるためにも、基幹産業である農業を成長エンジンにして、本県の優位性を生かし、現在、全国第6位の3,348億円となっている農業産出額を倍増させるぐらいの取組が必要ではないかと考えています。その前提として、担い手の確保が必要となるわけですが、本格的な人口減少、少子高齢社会を迎える中で、本県でも農業従事者の減少、高齢化が進んでおります。

農業の担い手対策は、喫緊の課題であると考えます。中でも、新規就農を希望する若者が増加しており、令和2年の本県の新規就農者数は408人となったようですが、今後ますますの増加が期待されるところであります。

しかしながら、新規就農に当たっては、知識や技術が十分でないことや、農業で生計を立てていくことの難しさ、また不安や悩みの声が聞かれるところであり、これらの不安や悩みを解消するための支援が不可欠であると考えます。

そこで、新規就農者の確保に向けた課題とその対策について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 新規就農者の確保につきましては、技術の習得に加えて、経営が軌道に乗るまでの収入や、経営開始に必要な

な初期投資などの課題があると認識しております。

このため、関係機関・団体と連携して、県内13か所のトレーニング施設等における技術習得に向けた研修や、経営の早期安定に必要な資金の交付を実施しております。

また、今議会でお願ひしております「みやぎ新規就農者育成総合対策事業」において、新たに農業経営を開始する方の農業機械等の導入を支援し、初期投資の負担軽減を図ることとしております。

県としましては、引き続き、就農に向けた計画づくりから就農・定着まで、切れ目ない支援を実施することにより、本県農業の将来を担う担い手の確保に取り組んでまいります。

**○川添 博議員** 本県での就農に希望を持って取り組めるよう、引き続き切れ目のない支援をお願いいたします。

一方、農業従事者が減少する中、新たな農業の担い手として、企業等の他産業からの農業参入も、地域の雇用の受皿ともなり、農業人口の維持・拡大にもつながる取組として、さらなる推進が必要ではないかと考えます。

しかしながら、参入する地域や生産・販売における近隣の農業者、農業団体との連携などが必要であり、参入には、企業といっても様々な障壁や課題があると思います。行政による参入支援は、不可欠な取組であると考えます。

そこで、他産業からの農業参入に向けた取組状況と参入した法人数について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 農業の担い手が不足する中、他産業からの農業参入は、地域農業の新たな担い手や雇用の受皿を確保する上で大変重要であると認識しております。

このため県では、関係機関・団体と連携した参入前後の相談対応に加え、首都圏での展示商談会への共同出展などにより、誘致に意欲的な市町村の取組を支援し、地域と調和した農業参入を推進してきたところです。

この結果、本県農業に参入した法人数は、令和3年1月1日現在で154法人となっており、5年前の平成28年から30法人増加しております。

今後とも、市町村・団体等と連携し、他産業からの農業参入を推進することにより、農業生産を担う多様な人材の確保に努めてまいります。

**○川添 博議員** 他産業からの農業参入は、地域においては期待が大きい一方で、不安もあると思われますので、きめ細かな対応をお願いいたします。

少し話題を変えまして、キュウリ生産者の方とお話をする中で感じたことを紹介いたします。

この方は、御夫婦で管理が可能な小規模の経営で、スマート農業は省力化に有効で収量アップにもつながるため導入してみたいが、初期投資が大きいこと、温度、湿度等の膨大なデータの活用方法が分からないことなどの理由から導入をためらう農家もいるということでした。

本県の新規就農者は、施設園芸で経営を始める割合が高いと聞きます。施設園芸に取り組む担い手が、生産性を向上することで経営を安定させ、また、さらに発展させることが望まれますが、そのためには、施設園芸におけるスマート農業の普及が重要であると考えます。

そこで、担い手の経営安定に向けて、施設園芸のスマート農業技術の普及にどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（牛谷良夫君）** 本県では、施設園芸のスマート農業技術の普及に向け、若手農業者グループ等に対して、温度、湿度などの環境測定データを活用した栽培管理を支援しており、収量の増加等の成果が見られる一方で、膨大なデータの効率的な分析といった課題が明らかとなったところであります。

また、規模の大小にかかわらず、より多くの農業者にスマート農業技術を使いこなしていただくためには、適切に指導できる人材の育成も必要であります。

このため、今議会でもお願いしております「みやざき農業DXスタートアップ事業」により、データ分析ツールの開発や、指導人材育成のための研修会の開催等に取り組み、担い手の経営安定につながる施設園芸のスマート化を進めてまいります。

**○川添 博議員** 部長も課題を認識されていますように、特に小規模農家では、IT化やスマート農業技術の本格的な導入はあまり進んでいないと思われま。データ分析力よりも、長年の経験則に頼りがちです。目まぐるしく変化する気象条件への対応は、非常に繊細で難しい面があります。また、作業の効率化や軽量化の課題もあります。

とはいえ、本県は全国有数の食料供給基地でもあります。この優位性を生かし、農業産出額の増加を図るには、生産基盤のさらなる強化による生産量の増加や品質の向上に加え、消費者から選ばれる商品を作り出すことによる販売力の強化が大変重要であると考えます。

これに加え、意欲ある担い手の確保・育成にもしっかりと取り組むとともに、本県の農産物が安定的に売れ続けることが重要ですので、国内にとどまらず、海外輸出も視野に入れた取組

が進んでいくことを期待いたします。

関連して、林業分野における人材の確保・育成についてですが、令和4年度予算の重点施策において、2050年ゼロカーボン社会づくりを掲げる中、温室効果ガスの吸収源である天然で豊かな森林づくりが重要であります。

本県では、豊富な森林資源が全国に先駆けて充実し、主伐期を迎えている一方で、林業就業者数が減少しております。

森林を多く有する本県の優位性を維持し、ゼロカーボン社会を実現するための森林づくりの担い手対策が急務と考えます。

そこで、林業における人材の確保・育成について、県はどのように取り組んでいるのか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 林業における人材の確保・育成対策につきましては、県内外での就業相談会の開催や、移住相談会での企業情報の提供に加え、若者向けに、SNSや求人情報サイトを活用した林業の魅力発信に努めるとともに、学生等のインターンシップ受入れ支援など、新規就業者の確保に取り組んでおります。また、働きやすい環境づくりを促進するため、福利厚生や労働安全衛生の充実に対し支援を行っております。

また、「みやざき林業大学校」において、就業に必要な資格の取得や、ICTを活用した最新技術などの研修に加え、林業事業体等が講師となった現場実習など、実践的な技術を備えた即戦力となる人材を育成しております。

今後とも、こうした取組を積極的に推進し、本県林業を牽引する人材の確保・育成に努めてまいります。

**○川添 博議員** ゼロカーボン社会づくりに向けて、全国有数の林業県である本県の優位性を

維持するためにも、引き続き積極的な取組をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について。

この第6波の状況を見ますと、感染リスクは誰にでもあり、いつ誰が感染してもおかしくない状況であります。

学校において、児童生徒への偏見や差別による誹謗中傷はないのか、不安を感じている児童生徒がいるのではないかと危惧しております。

そこで、新型コロナウイルス感染症にかかった児童生徒に対する偏見や差別を生まないための教育や、心のケアに係る取組について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するため、児童生徒や教職員向けに資料を配付するなど、各学校において適切な指導がなされるよう、機会を捉えて、全ての公立学校にお願いしてまいりました。

加えて、保護者向けにも資料を配付し、正しい情報に基づき、冷静に行動していただくよう、相談窓口も含め、啓発に努めたところでございます。

また、心のケアに関しましては、罹患した児童生徒が安心して学校生活に戻れるよう、スクールカウンセラーを増員したり、相談体制を強化するなど、必要な対策を講じたところであります。

今後も、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の防止に向けた取組を、継続してしっかりと行ってまいります。

**○川添 博議員** 令和3年2月には、「STOP! コロナ差別～オールみやざき共同宣言～」も出されています。私たちは、お互いを思いやる心と優しさを忘れず、この状況を県民一丸と

なって乗り越えなければならぬと考えます。

また、最近では、感染を恐れて登校しない生徒も散見されると聞いております。今後さらに、学校現場においては状況をしっかりと把握して取り組んでいただきたいと思います。

次に、学校行事の中で、特に修学旅行は一生の思い出となる非常に重要な行事であります。修学旅行は、いつもとは異なる場所でよりよい人間関係を築くことができる、またとない機会です。

そこで、修学旅行を可能な限り実施できるようにすることが必要と考えますが、小・中・県立学校の昨年度と本年度の実施状況について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初の計画どおりには修学旅行の実施が難しい状況でありました。そのため、県教育委員会では、各学校が修学旅行を可能な限り実施できるよう、県内の見学先や体験先を開拓したり、商工観光労働部と連携し、県内修学旅行を後押しする事業に取り組んだところであります。その結果、昨年度は、小学校98%、中学校38%、県立学校48%が何とか実施できた状況でありました。

また、本年度は、県の支援策に加え、各学校が感染状況を考慮し、行き先や日程を前もって工夫した結果、現時点までに、小学校99%、中学校78%、県立学校71%が実施できている状況にあります。

**○川添 博議員** 新型コロナの影響下にありながら、県教育委員会や各学校が実施に向けて工夫されてきたことがよく分かりました。今後とも、修学旅行の意義や教育的効果を踏まえ、可能な限り実施できるよう対応をお願いいたします。

ここまで、教育現場における対応を質問してまいりましたが、最前線で対応に当たっている保健所が、非常に大変な状況であります。保健所職員の時間外勤務も、令和元年度から令和3年度にかけて増加しており、業務負担は増してきております。特に保健師は、疫学調査や自宅療養者への対応、さらには高齢者や障がい者施設における患者発生時の感染対策のアドバイスなど、業務が多岐にわたっております。

全国的に保健所の体制が十分ではないという報道もある中、県の保健所に配置している保健師数の近年の増減と、あわせて保健所における新型コロナ対応の現状について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 新型コロナ対応などにおきまして、県の保健所の中核を担っております保健師については、令和3年度と10年前の平成23年度の人数を比較しますと、約2割の増となっております。

一方で、新型コロナ対応によって、保健師をはじめとする保健所職員の業務は増大しており、これまで、相談や検体搬送等の業務を外部委託するほか、会計年度任用職員の活用も進めてきたところであります。

このような中、第6波におきましては、新規感染者数が過去最大を記録し、保健所における疫学調査や検体採取などの業務が大幅に増加したことから、庁内各部局のほか、市町村の協力もいただき、1日当たり最大約70名の支援を行うなど、全県的な体制で新型コロナの対応に当たっているところであります。

今後とも、保健所職員の負担軽減を図るとともに、保健所がその機能を十分に果たせるよう、必要な体制整備に努めてまいります。

**○川添 博議員** 保健所業務の中核を担う保健

師は、10年前と比べて約2割増員されており、新型コロナ対応についても、外部委託や庁内各部局、市町村の協力も得ながら、保健所の負担軽減に努めているとのことであります。少し安心しましたが、引き続き、例えば時差出勤のような柔軟な運用なども含めて、負担軽減の対策をお願いいたします。

次に、防災・減災対策についてであります。

南海トラフ地震は、今後30年以内の発生確率が70～80%と言われ、自然災害も地球温暖化等の影響により、頻発化・激甚化する傾向にあるなど、これまで以上に防災・減災対策の重要性が高まっております。

去る1月22日の深夜には、日向灘沖でマグニチュード6.6、延岡市と高千穂町で震度5強を観測する地震もありました。近い将来の南海トラフ地震の発生を危惧するばかりであります。

そこで、南海トラフ地震対策について。県では、令和2年3月に地震・津波による被害想定の見直しを行い、その結果を公表されたようですが、南海トラフ地震による津波等の被害想定はどうなっているのか。また、防災・減災対策の取組により、どの程度被害を軽減できているのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 南海トラフ地震の被害想定におきましては、最新の知見で考えられる最大クラスの地震・津波により、県内で最大17メートルの津波高を予測しており、人的被害は1万5,000人、建物の全壊が約8万棟としております。

これらの被害を軽減していくため、県では、「新・宮崎県地震減災計画」を策定し、建物の耐震化率や早期避難率を高めることや、津波避難場所の確保、避難訓練の実施等により、人的被害を2,700人に軽減できると見込んでおりま

す。

県としましては、今後とも引き続き、河川・海岸施設の整備や地震・津波に強いまちづくりを進めるとともに、要配慮者の支援対策の充実、県民への防災意識の啓発など、ハード、ソフト両面での防災・減災対策を講じることにより、人的被害を限りなくゼロにすることを目指し、しっかりと取り組んでまいります。

**○川添 博議員** 県内で最大17メートルの津波を想定しているとのことでした。このような巨大な津波が襲ってくるとなると、沿岸部にお住まいの方は、できるだけ早く、高くて安全な場所へ避難しなければなりません。そのために、沿岸部の自治体においては、津波からの避難場所を十分に確保することが大変重要と考えます。

そこで、県も市町村と連携して、津波からの避難場所を確保すべきと考えますが、県の取組状況について、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（小田光男君）** 南海トラフ地震による巨大な津波から命を守るためには、住民一人一人が迅速に安全な場所に避難することが重要です。

このため、沿岸市町においては、民間ビルや公共施設、高台等の活用による津波避難場所の確保に努めるとともに、近くに安全な避難場所がない地域には、津波避難タワー等を整備するなどの取組を進めております。

県におきましては、大規模災害対策基金を活用し、市町の津波避難タワーや避難経路の整備、避難場所における資機材の購入や避難訓練の実施などに対し補助しているところであります。

県としましては、今後とも県民の防災意識の向上に努めるとともに、引き続き沿岸市町の取

組を支援してまいります。

**○川添 博議員** 私の地元木花地区は、南海トラフ地震による津波浸水想定区域内にあり、宮崎市の津波ハザードマップを見ますと、地区の多くが2メートル以上5メートル未満の浸水が想定されています。

津波からの避難対策は、県民の生命を守るために大変重要な取組ですので、避難訓練の徹底を含め、引き続き沿岸部の自治体と連携した取組をお願いしておきます。

また、南海トラフ地震では、多くの建物が被害を受けるということですが、被害を受けた住宅に住む方々を支援するためには、応急仮設住宅が必要になります。この建設用地の確保については、どのようにされているのでしょうか。被災者の一刻も早い支援を行うためには、被災後ではなく、事前に準備をしておくことが重要であると考えます。

そこで、被災者支援のために必要となる応急仮設住宅建設用地の確保状況について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 南海トラフ地震による住宅被害により必要となる応急仮設住宅の戸数は、東日本大震災における応急仮設住宅の建設状況を参考に試算した結果、約4万5,000戸と想定しております。

このため、宮崎県地域防災計画に基づき、県内各市町村において、公園などの公共用地を活用し、令和2年度末時点で、約4万6,000戸分の応急仮設住宅建設用地を確保していただいております。

さらに、被災後に応急仮設住宅を速やかに建設できるよう、関係団体と、災害時における協定を締結しております。

今後とも、市町村や関係団体と連携を図り、

被災者の居住の安定に努めてまいります。

**○川添 博議員** 応急仮設住宅の建設用地や災害発生後の体制については、十分に確保できていることが分かりました。今後も、災害時にできるだけ速やかに応急仮設住宅を建設し、被災者への支援が十分行えるよう、体制の充実をお願いいたします。

また、一刻も早い被災者支援には、県営住宅などの空き室等の活用も有効ではないかと思っておりますので、検討をお願いしておきます。

また、昨年7月の静岡県熱海市で発生しました豪雨被害に見られるように、近年、気候変動の影響により、自然災害のリスクが高まっております。県内では、昨年9月の台風14号の影響により、平野部を中心に大雨となり、特に宮崎市内海地区では、斜面が崩壊し、国道220号やJR日南線が通行止めや不通になるなど、県民生活に大きな影響を及ぼしました。

この大雨の影響により、宮崎空港の南側を流れる蠣原川で、広範囲な浸水被害が発生しました。この蠣原川では、これまでも台風や集中豪雨による内水氾濫が度々発生し、農地の浸水や国道220号である宮崎南バイパスも一部冠水することがありました。災害時において、救急車両等の通行が遮断されるおそれもあるため、地元では浸水対策を望む声が上がっております。

そこで、蠣原川周辺の浸水対策について、河川管理者の取組を、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 蠣原川は、清武川の支川であり、洪水時に清武川本川の水位が上昇した際には、蠣原川の水が排出できずにあふれる、いわゆる内水により、広範囲の浸水被害が発生している状況にあります。

このため、清武川との合流点付近には、農地保全を目的とした排水ポンプ場が整備され、現

在、宮崎市が管理しております。

午後2時39分散会

河川管理者としましては、蠣原川の勾配が非常に緩く、河川改修の効果が期待できないことから、排水ポンプの機能が十分に発揮できるよう、河道内の堆積土砂除去に取り組んでいるところであります。

今後とも、宮崎市や関係機関と連携を図りながら、適切な維持管理に努めてまいります。

**○川添 博議員** 蠣原川の形状の問題もあって、抜本的な対策は現状では難しい中、河川管理者として、河道内の堆積土砂の除去を毎年実施していただいているようです。

しかしながら、現状の浸水対策では被害を防ぎ切れず、引き続き、あらゆる選択肢の研究・検討をお願いしておきます。

今回の一般質問に向けて、関係部局と意見交換をさせていただく中で、県政の諸課題に対して、県の現状認識や取組状況を伺い、改めて課題解決は一朝一夕にはいかないと痛感いたしました。

しかしながら、それらの課題解決に向けて、一歩ずつでも前進させ、安全・安心な暮らしを確保し、県土の持続的な発展の道筋を示すことが、政治と行政の責務であると考えております。日々、私も精進してまいります。

最後に、3月末で退職される職員の方々の長年の県政への御尽力に感謝申し上げますとともに、これからの御活躍をお祈りいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○中野一則議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

